



国際仲裁人の利益相反(コンフリクト)について

小倉, 隆

(Degree)

博士 (法学)

(Date of Degree)

2019-03-25

(Date of Publication)

2020-03-01

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第7400号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/D1007400>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



博 士 学 位 論 文

国際仲裁人の利益相反（コンフリクト）について

神戸大学大学院法学研究科

専 攻：理論法学専攻

指導教員：齋藤 彰

学籍番号：154J182J

氏 名：小倉 隆

提出年月日：平成31年1月10日

論文要旨

◆論文題目：国際仲裁人の利益相反（コンフリクト）について

第1～2章 国際仲裁制度の核心

紛争解決手続きとしては、まず、裁判官（公務員）による裁判が思い浮かぶが、仲裁人（私人）による仲裁が、国際紛争解決のスタンダードなシステムである。仲裁人には不偏性・独立性が求められるので、仲裁人の不偏性・独立性に関する情報開示が必要となる。近時、仲裁人の利益相反問題が多く起きており、これを解決することが国際仲裁制度の核心に関わる課題である。

第3章 国際仲裁人の利益相反を規制する法源

国際仲裁人の利益相反を規制する法源としては、各国仲裁法、各仲裁機関の仲裁規則、仲裁人倫理規定の他に、とりわけ IBA ガイドラインが重要である。

第4章 国際仲裁における利益相反に関する IBA ガイドライン

国際仲裁の専門家により、2004年に、国際仲裁における利益相反に関する IBA ガイドラインが策定され、その後の様々な判例を踏まえて 2014年に改正がなされた。この改正の特徴は、仲裁人の不偏性・独立性および仲裁人の開示義務の強化であり、同ガイドラインは益々その存在意義を増している。

第5章 国際仲裁人の利益相反に関する諸外国の判例

国際仲裁人の利益相反につき、ICSID、LCIA等に注目すべき多くの判断例がある。フランスでは長く争われているケースがあり、英国における判例の蓄積と好対照である。

第6章 国際仲裁人の利益相反に関する日本の判例

日本では、平成 29 年 12 月 12 日の最高裁決定を受け、大阪高裁で審理中のケースが注目を集め論議されてきたが、国際的視点からの本格的な検討は未だ足りない状況である。

第7章 結論（日本の国際仲裁関係者への提言）

当事者が国際化し、法律事務所が巨大化した現代において、国際仲裁人の利益相反問題は必然的に起きる。この問題は、複合的なので一挙に解決はできない。中長期的には、裁判官・弁護士の教育、法科大学院や法学部教育の問題であるが、目前にあるケースへの対応のためには、国際仲裁のオートノミーというシステム、および、IBA 利益相反ガイドラインの深い理解および検討が求められている。以上

目 次

第 1 章	序	1
第 2 章	国際仲裁制度の核心	2
第 3 章	国際仲裁人の利益相反を規制する法源	3
第 4 章	国際仲裁における利益相反に関する IBA ガイドライン	6
1.	序	6
2.	2004 年ガイドラインの特徴	6
3.	2004 年ガイドラインの起草過程	7
4.	2004 年ガイドラインについての疑問および批判	8
5.	2004 年ガイドラインの評価	10
6.	2014 年改正ガイドラインの改正部分	24
7.	2014 年改正ガイドラインの特徴	32
8.	2014 年改正ガイドラインの評判	32
第 5 章	国際仲裁人の利益相反に関する諸外国の判例	33
1.	序	33
2.	ICSID の判断例	33
3.	LCIA の判断例	37
4.	SCC の判断例	38
5.	欧州の裁判例	39
第 6 章	国際仲裁人の利益相反に関する日本の判例	47
1.	序	47
2.	事案の要旨	47
3.	大阪地決平成 27（2015）年 3 月 17 日（原決定）	48
4.	大阪高決平成 28（2016）年 6 月 28 日（抗告審決定）	49
5.	最高裁決定平成 29（2017）年 12 月 12 日（最高裁決定）	51
6.	考察	52
第 7 章	結論（日本の国際仲裁関係者への提言）	59
1.	序	59
2.	仲裁人の利益相反問題発生の原因	59
3.	仲裁人の利益相反問題へのグローバルな対応策	63
4.	仲裁人の利益相反問題への我が国の対応策	63

以 上

博士論文

小倉 隆（後期博士課程）

◆論文題目：国際仲裁人の利益相反（コンフリクト）について

第1章 序

日本企業は、法的な紛争の最終的解決手段として、まず訴訟を思い浮かべる。企業によっては、国内取引に関する紛争のみならず、国際取引でも訴訟が有効ではないか、という推論がなされことも多い。

勿論、日本国内における取引から生じる日本国内の訴訟であれば、多くの裁判経験がある日本企業にとっては、予測可能性が高く信頼できる紛争解決手段と言えよう。

しかしながら、国際取引において、例えば、相手方が外国の政府・企業である場合には、そもそも彼等が最終的解決手段として日本での訴訟を合意する場合は少ない。外国の政府・企業にとっては、日本の裁判所において日本語による審理に対応することは、大きな負担となるので極力回避したいところである。

では、日本以外の外国において訴訟で解決してはどうか、ということになる。

しかし、訴訟は、当該外国に固有の法制度をベースに成り立っている紛争解決制度であるので、国際取引の当事者である日本企業から見ると外国における訴訟は様々な問題がある。

例えば、発展途上国においては、裁判制度が未発達なことが多く、裁判官の腐敗等の問題がある国も多い。一方、訴訟先進国の米国では、証言録取に代表される重い証拠開示手続および高額な弁護士費用が当事者である日本企業に重くのしかかる。

そこで、このような国々以外の公平な第三国での訴訟を模索することも可能ではある。しかし、外国政府・企業および日本企業のいずれも、第三国の訴訟手続に慣れていない場合が多いし、そもそも、そのような外国裁判所で勝ち取った判決の執行が、相手方の国や自国等、相手方の財産がある国で可能なのか、という執行可能性の問題もある。

そこで、国際取引の紛争解決手段として、当事者が仲裁人を選任する国際仲裁が発達してきた。今日の国際取引の世界では、仲裁が使いやすく実効性のある紛争解決手段として広く利用されている¹。

すなわち、国際商事仲裁は、国際的なビジネス紛争解決の主役である²。

¹ 谷口安平・鈴木五十三編著「国際商事仲裁の法と実務」（2016年）4頁

² 齋藤彰「国際商事仲裁と国際商事裁判—競争と協力のための関係理論に向けて—」国際商取引学会年報 2016 Vol.18・82頁

第2章 国際仲裁制度の核心

1. 序

当事者の一方が申し立てる国際仲裁において、紛争を解決するのは仲裁人である。仲裁人は言わば、当事者に雇われた私設裁判官である³。よって、当事者から独立した職業裁判官とは異なり、制度上、当事者が仲裁人に影響力を及ぼすおそれがある。

そのため、仲裁人が当事者から独立していること、および、いずれの当事者にも偏らないことが重要となる。これらは、仲裁制度の根幹に係る原理原則であるといえよう⁴。

2. 仲裁人の不偏性・独立性

仲裁制度の信頼性を維持するためには、判断機関の偏りのないことが重要である⁵。かかる判断の不偏性を担保するため、仲裁人に独立性が求められる⁶。

3. 仲裁人の不偏性・独立性に関する情報開示の必要性

仲裁人が選任される段階から始まり、仲裁手続き中においても、その不偏性・独立性が損なわれる危険性が生じた場合には、当該仲裁人を手続から排除すべきかどうか、検討されるべきである。このような観点から、多くの仲裁手続の規定は、仲裁人候補者に対して、その不偏性・独立性に合理的な疑義を生じる事由が存在する場合には、予めそのような事由の開示を求め、当事者の判断を仰ぐように求めている⁷。

4. 仲裁人の利益相反

最近、仲裁人の選任手続きや利益相反問題が多数発生している、との指摘がある⁸。イングランドやシンガポールの国際商事裁判所は、こうした問題について、あるいは、国際仲裁よりも優れた方法で対応することが可能かもしれない⁹。

しかしながら、もしもそうであるとするならば、これは、国際仲裁制度の存在意義に関わる根本的な問題である。この点に関連し、長く英国の裁判官を務められたトーマス卿は、北京における裁判官カレッジにおける講演の中で、商事裁判所と仲裁との関係について以下のような洞察をされたと記録されている¹⁰。

³ 小原淳見「仲裁人選びのポイントと仲裁人による開示義務・仲裁人忌避の基準—IBA ガイドライン」ジュリスト 1502号（2017年2月）85頁

⁴ 同上

⁵ 谷口・前掲注1・171頁

⁶ 同上

⁷ 同上・172頁

⁸ 齋藤彰「国際商事仲裁と国際商事裁判—競争と協力のための関係理論に向けて—」国際商取引学会年報 2016 Vol.18・87頁

⁹ 同上・88頁

すなわち、トーマス卿は、裁判所および仲裁制度の双方によって商事法は発展させられてきたが、当事者間の私的な紛争解決手段としての仲裁と公益（Public Interest）とのバランスがとられるべきである、と指摘された。

また、2018年11月20日、同志社大学にて行われた「国際紛争解決の新時代：京都国際調停センターの使命」というシンポジウムにおいて、基調講演をされたイギリス最高裁判所・前長官のデビッド・ニューバーガー卿は「裁判官と仲裁人は、紛争を、誠実・公平・冷静に解決するという共通の義務を負っている。しかしながら、裁判官の義務は、公人としての社会に対する公的な法的義務であるのに対し、仲裁人の義務は、契約から生じた純粋に私人間の法的義務である。」という対比をされた。

翻って、我が国に目を転ずれば、近時、国際取引に係る仲裁判断の取消訴訟において、国際仲裁人の利益相反が論点となり、最高裁判所の決定が出されている¹¹。

この最高裁判所決定に関係する諸論考については、第6章で紹介するが、グローバルな視点から十分に光をあてる必要があると考えられる。

そこで、国際仲裁人の利益相反の問題を、以下、諸外国の状況を踏まえて、改めて見直し、掘り下げて検討することとしたい。

まず、第3章で、国際仲裁人の利益相反を規制する法源を概観した後、第4章でIBAガイドラインを、第5章で諸外国の判例を詳しく観ることとする。

第3章 国際仲裁人の利益相反を規制する法源

国際仲裁人の利益相反を規制する法源はどのようなものであるか、はとても重要である。しかしながら、この問いに対する回答は、日本国内法の法源の問題のように単純ではない。第2章で述べたように、国際仲裁は、裁判のように公的紛争手続きではなく、私的な紛争解決手続きであるが故に、その法源は、多岐にわたることとなっている。

以下では、そのような法源について、個別に外観する。

1. 仲裁法

今日では、仲裁が依るべき仲裁法は仲裁地の仲裁法である、という原則は広く認められている¹²。

よって、仲裁地毎に適用される仲裁法が異なることになるが、いわゆる UNCITRAL モデル法¹³（以下「モデル法」という）が日本を含む多くの国で採用された結果、仲裁法の違いによる問題は近年大いに緩和されてきていると言われている¹⁴。

¹⁰ The Rt Hon. The Lord Thomas OF Cwmgiedd “Commercial Dispute Resolution: Courts and Arbitration” (6 April 2017, at the National Judges College, Beijing), p.7 para.18-30

¹¹ 平成29年12月12日 第三小法廷決定

¹² 谷口・前掲注1・9頁

¹³ UNCITRAL 国際商事仲裁モデル法(模範法)1985年6月21日採択(以下「モデル法」)

平成 15 年（2003 年）に成立した我が国の仲裁法は、「仲裁人の公正性又は独立性を疑うに足りる相当な理由があるとき」につき、当事者に仲裁人の忌避を認める（同法 18 条第 1 項第二号）。

そして「仲裁人への就任を依頼を受けてその交渉に応じようとする者は、当該依頼をした者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実の全部を開示しなければならない。」と規定する（同法 18 条第 3 項）。

さらに「仲裁人は、仲裁手続きの進行中、当事者に対し、自己の公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実（既に関示したものを除く）の全部を遅滞なく開示しなければならない。」と規定する（同法 18 条第 4 項）。

これらの規定はモデル法の第 12 条と同旨である。

このモデル法は、世界の 60 カ国以上の国々で採用されている¹⁵。

2. 仲裁規則

UNCITRAL 仲裁規則、国際商業会議所（ICC）、シンガポール国際仲裁センター（SIAC）、および、日本商事仲裁協会（JCAA）の各仲裁規則は、いずれも仲裁人として指名を打診された者に対して、自らの不偏性・中立性に合理的疑いを生じさせる事情を開示する義務を定めている¹⁶。

ICC の 2012 年仲裁規則は、2017 年に改訂され、同年 3 月 1 日から施行されている。この規則の第 11 条第 1 項では「すべての仲裁人は、仲裁当事者から不偏かつ独立でなければならない。」と規定されている。

同規則第 14 条では、仲裁人の忌避についての手続きが規定されている。

しかしながら、具体的にどのような場合に忌避されるか、の基準は、例えば ICC の仲裁規則の中には規定されていない。

2018 年 3 月 6 日に東京で行われた ICC の仲裁人トレーニング・プログラムにおいて、仲裁人の利益相反はレクチャー項目の 1 つになっていた。この時に配布された資料によれば、ICC 仲裁において、仲裁人の独立性について決定がなされる場合、2010 年から 2015 年の 299 のケースのうち、約 70% のケースで後述する IBA の利益相反に関するガイドラインが参照されていた、というデータが紹介されている。

3. 仲裁人倫理規定

社団法人・日本仲裁人協会は、平成 20 年（2008 年）2 月 4 日に、仲裁人倫理規定（以下「仲裁人倫理規定」）を制定・公表した。

この規定の第 2 条第(1)項は「仲裁人は、常に公正かつ独立してその職務を行わな

¹⁴ 谷口・前掲注 1・9 頁

¹⁵ Nigel Blachaby and Constantine Partasides “Redfern and Hunter on International Arbitration, 6th Edition”(2015), p.63

¹⁶ 谷口・前掲注 1・173 頁

ればならない。仲裁人は、仲裁手続終了後においても相当の期間は、その公正性および独立性に疑いを生じさせるような行動を慎まなければならない。」と規定する。

また、この規定の第8条第(1)項は「仲裁人（仲裁人候補者も含む。以下同じ。）は、当事者に対し、自己の公正性および独立性に疑いを生じさせるような状況および事実（以下「利害関係」という。）を書面により開示しなければならない。」と規定する。

4. その他の法源

仲裁人の独立は、当事者と利益相反がないことによって保たれる。この仲裁人と当事者との利益相反の詳細は、仲裁手続上、重要な問題でありながら、諸国の仲裁法及び仲裁規則には規定されていない¹⁷。

とりわけ、これらの仲裁法や仲裁規則は、具体的にどのような事実が仲裁人の不偏性・独立性に疑義を生じさせるのかを規定していない¹⁸。

まさにそのような分野を IBA（国際法曹協会）¹⁹が取り上げ、手続の柔軟性が失われないよう適度な曖昧さを残して調整したのが、IBA ガイドラインである²⁰。

IBA ガイドラインは、いわゆるソフト・ローであり、公権力によって強制されるものではない²¹。しかしながら、IBA は、8 万人を超える個人と 190 を超える法曹団体を会員として数え、IBA 仲裁委員会は 90 を超える国から 2,500 名を超える会員を有しており、世界の様々な文化を反映することができる団体といえよう²²。

そもそも、参加者の倫理規制の主たる責任を負うべきであるのは、自治（オートノミー）によって、連綿と国際仲裁という制度を作り上げてきた国際仲裁コミュニティであるとされている²³。

IBA の利益相反に関するガイドラインは、正に、国際仲裁コミュニティが生み出し、発展させてきた産物であるといえる²⁴。

日本仲裁人協会が仲裁人倫理規定を制定する際も、IBA の利益相反に関するガイドラインが参照されている²⁵。

¹⁷ 小原淳見「国際仲裁の国際標準」法律時報 87 巻 4 号（2015 年）7 頁

¹⁸ 谷口・前掲注 1・174 頁

¹⁹ 日本弁護士連合会によれば、IBA（国際法曹協会）は、1947 年に設立され、世界各国の弁護士会及び個人の弁護士が加入する世界最大の国際法曹団体である。IBA には、2014 年の時点で 55,000 名以上の個人会員と 170 以上の法域にわたる 200 を超える弁護士会が加盟していた。<https://www.nichiben.or.jp/activity/international/interchange/iba.html> last visited as of July 10, 2018

²⁰ 小原・前掲注 17

²¹ David Arias “Soft Law Rules in International Arbitration: Positive Effects and Legitimation of The IBA as a Rule-Maker” *Indian Journal of Arbitration Law*, Volume 6, Issue 2 (2018), p.29

²² *Id.*, p.31

²³ Catharine A. Rogers “Ethics in International Arbitration” Oxford University Press (2014), p.1

²⁴ *Id.* p.7

そこで、次章において、国際仲裁人の利益相反に特化した IBA ガイドラインの検証を行うこととする。

第 4 章 国際仲裁における利益相反に関する IBA ガイドライン

1. 序

1987 年、IBA は初めて国際仲裁人のための倫理規則を採択した²⁶。この規則は、国際仲裁人の不偏性等についてのガイドラインである²⁷。このガイドラインでは、仲裁人の独立性・不偏性に関して疑いのある事実の開示する場合は例示されている。

2004 年、IBA は、国際仲裁人の利益相反に特化した包括的な基準として IBA Guidelines on Conflicts of Interest in International Arbitration（以下「2004 年ガイドライン」）を発表した²⁸。

2. 2004 年ガイドラインの特徴

2004 年ガイドラインは、8 項目から成る序文、7 項目から成る第 1 章「不偏、独立および開示に関する一般基準」、および、9 項目の解説と 3 つのリストから成る第 2 章「一般基準の実際の適用」の三部構成になっている²⁹。

この一般基準の適用に際して、具体的指針を与えるために、作業部会のメンバーは各判例法を分析し、生じる可能性のある事情を第 2 章において以下の適用リスト（以下「適用リスト」という）に分類した。

<レッド・リスト>

放棄不可能なレッド・リスト：仲裁人は辞任しなければならない。よって、このリストにある項目は開示不要である。

放棄可能なレッド・リスト：同意があれば仲裁人は辞任しなくてよい。よって、このリストにある項目は開示が必要である。

<オレンジ・リスト> 開示が必要な項目である。

<グリーン・リスト> 開示が不要な項目である。

²⁵ 仲裁人倫理規定作業部会「仲裁人倫理規定検討資料」

http://arbitrators.jp/wp-content/uploads/2015/02/code_of_ethics.pdf
As of August 22, 2018

²⁶ IBA Rules of Ethics for International Arbitrators 1987,
<https://www.trans-lex.org/701100/iba-rules-of-ethics-for-international-arbitrators-1987>, last visited as of 11 December 2018

²⁷ Nigel Blachaby and Constantine Partasides “Redfern and Hunter on International Arbitration, 6th Edition”(2015), p.331

²⁸ IBA Guidelines on Conflict of Interest in International Arbitration, Approved on 22 May 2004 by the Council of the International Bar Association

²⁹ 本稿の日本語は、基本的に「国際仲裁における利益相反に関する IBA ガイドライン」（日本仲裁人協会による日本語訳、2004 年 5 月 22 日国際法曹協会理事会承認）に依るが、筆者が適宜意識を加える。また、引用頁は上記日本語訳のものとする。

一般基準の他に上記の適用リストが用意されているところがこのガイドラインの特徴である。

IBA は、適用リストを作成することによって、曖昧で定性的な適用基準を、より正確で、定量的、客観的、そして具体的事実に基づいたカテゴリーに変更したと評価されている³⁰。

3. 2004年ガイドラインの起草過程

(1) 序

2004年5月22日に発表されたこのガイドラインの起草過程については、同ガイドラインのワーキング・グループ（以下「ワーキング・グループ」）が作成した論考がある³¹。

この論考は、2004年ガイドラインの理解と解釈を支援する目的で同ガイドライン作成の歴史を詳述したものである³²。

ワーキング・グループは、利益相反問題を整理する目的で、IBAの仲裁およびADR委員会により立ち上げられ、2002年の初頭に活動を開始した³³。

ワーキング・グループは、仲裁人の不偏性および独立性に関する既存の基準の使い勝手を検証し、これまで整理されていなかった新たな状況に対応する基準を策定することを目的とした。ワーキング・グループは、異なる法律文化によって受け入れられるような基準の作成を試みた³⁴。

ワーキング・グループは、まず、仲裁人の不偏性および独立性に関するベストな国際実務を定める一般基準を策定した。かかる一般基準を策定するにあたり、ワーキング・グループのメンバーは、異なる法域の判例に繰り返し出てくる事例および自分達が経験に基づいてリストを作成し、かかるケースを、レッド、オレンジ、および、グリーンの3つに分類した³⁵。

(2) レッド／オレンジ／グリーン・リスト

レッド・リストは、仲裁人の不偏性および独立性に関して正当な疑いを生じさせる事由の列挙である。仲裁人はかかる事由を開示する必要はない。なぜなら、かかる事由がある場合には、仲裁人は就任を断らねばならないからである。

オレンジ・リストは、仲裁人が開示する必要がある事項を列挙したものである。かかる開示が必要とされる理由は、当事者が仲裁人の潜在的利益相反を評価して、仲裁人を忌

³⁰ Rogers, *supra* note 23, p.244

³¹ For the Working Group, Otto L O de Witt Wijnen, Nathalie Voser and Neomi Rao “Background Information on the IBA Guidelines on Conflict of Interest in International Arbitration” *Business Law International* Vol.5 No.3 (September 2004)

³² *Id.* p.433

³³ *Id.*

³⁴ *Id.* p.434

³⁵ *Id.*

避するかどうか判断することができるようにすることにある。

グリーン・リストは、開示する必要がない事項を列挙したものである。

かかるリストを作成するにあたり、ワーキング・グループは、様々な要素を勘案した。しかしながら、リストの中には、十分に具体的ではない基準となることも避けられない場合があること（例えば、「重大な財務上の利害を有する」とはどのような「利益」をいうのか）も認識されていた³⁶。

(3) ワーキング・グループのメンバー

ワーキング・グループのメンバーは 19 名であった³⁷。

彼らは、カナダ、イギリス、米国、フランス、メキシコ、ベルギー、シンガポール、オーストラリア、スイス、スウェーデン、ドイツ、ニュージーランド、南アフリカ、および、オランダの 14 カ国にルーツを有する国際仲裁の専門家である³⁸。

(4) 2004 年ガイドライン作成の歴史

ワーキング・グループのメンバーは、2002 年に数回の会合を経て、以下の 13 カ国についての報告書を提出した³⁹：すなわち、オーストリア、ベルギー、カナダ、イングランド、フランス、ドイツ、メキシコ、オランダ、ニュージーランド、シンガポール、スウェーデン、および、米国である。

上記報告書を踏まえて作成された 2004 年ガイドラインの第 1 稿は、2002 年 10 月、南アフリカのダーバンで行われた IBA 大会で発表され、参加者の支持を得た。

その後、改訂された 2004 年ガイドラインの第 2 稿は、2003 年 9 月、サンフランシスコで行われた IBA 大会で発表され、参加者より多くのコメントを得た。

上記のコメントに基づき、ワーキング・グループのメンバーは、2004 年初頭に議論を重ね、2004 年ガイドラインの最終稿が出来上がった⁴⁰。

4. 2004 年ガイドラインについての疑問および批判

(1) 全般

2004 年ガイドラインには批判がないわけではなかった⁴¹。例えば、以下のような批判である。

前述した 2004 年ガイドラインのワーキング・グループ・メンバー 19 名のうち、13 名

³⁶ Id. p.435

³⁷ Id. p.436

³⁸ 2004 年ガイドライン、Introduction 3

³⁹ Wijnen, supra note 31, p.437

⁴⁰ Id. p.439

⁴¹ Greenburg "International Commercial Arbitration: An Asia-Pacific Perspective" (2011), p 273

は、弁護士数 275 名以上の大手弁護士事務所に所属しており、更にそのうち 5 名は、弁護士数 500 名以上の超大手弁護士事務所にも所属しているため、ガイドラインが大手法律事務所に対して緩やかになったのではないかと、という疑念が表明されている⁴²。

かかる法律事務所の最大手は、2,700 名以上の弁護士が属するクリフォード・チャンス法律事務所であるとされる⁴³。

また、2004 年ガイドラインには、数々の間隙があることも指摘されている⁴⁴。その最たるものは、仲裁人が一方当事者の代理人と別件で共同代理人を務めている場合である、との指摘がなされた。かかる場合については、2004 年から 2008 年の間、ICC 仲裁において、4 件の仲裁において、仲裁人が忌避または確認を拒否されている⁴⁵。

確かに、この共同代理人問題については、2004 年ガイドラインに記載がなかったが、後述するように 2014 年改訂ガイドラインの中で、オレンジ・リスト 3.3.9 が追記され手当がなされている。

更に、2004 年ガイドラインは例示的だが包括的・網羅的ではないという批判がある⁴⁶。しかしながら、そもそも同ガイドラインの序文において「適用リストは、実際によく生じる様々な事情の多くを含んでいるが、包括的であると称するものではないし、することもできない。」という解説がなされている⁴⁷。

有名な仲裁機関は、少なくとも当初は、2004 年ガイドラインに対して距離を置いて観ていた。例えば ICC は、同機関の忌避案件について同ガイドラインを適用しないとしてきたし、LCIA は同ガイドラインに懐疑的であった⁴⁸と評されている。

(2) 指名の繰り返し

2004 年ガイドラインは「仲裁人が、過去 3 年以内に、一方当事者またはその関係会社から、2 回以上仲裁人に選定された場合」（オレンジ・リスト 3.1.3）は、原則、開示が必要としながら、海事および商品仲裁の場合について例外を設けている。

⁴² Id.

⁴³ Michael J. Bond “A Geography of International Arbitration” *Arbitration International*, Volume 21 Number 1 (2005) p.105

⁴⁴ Greenburg, *supra* note 41, p.273

⁴⁵ Id.

⁴⁶ 仲裁人の忌避に関する LCIA のケースについて、以下の論文が詳しく、その中で、2004 年ガイドラインの論評が紹介されている。

Thomas W Walsh and Ruth Teitelbaum, 'The LCIA Court Decisions on Challenges to Arbitrators: An Introduction', (2011) 27(3) *Arb Intl* 283, 29

⁴⁷ 「国際仲裁における利益相反に関する IBA ガイドライン」（日本仲裁人協会による日本語訳、2004 年 5 月 22 日国際法曹協会理事会承認）4 頁、序文 7。

⁴⁸ Arias, *supra* note 21, p.244

しかしながら、スポーツ、再保険、建設等についてはこのような例外にあたらぬのであろうか、⁴⁹という疑問がある。

この点については、後述する 2014 年改訂ガイドラインの項 (6.(7)) で再検討する。また、指名が繰り返されていたとしても、仲裁人が受領した経済的利益が実質的に少なければ、仲裁人の独立性に問題ありとはいえないのではないか⁵⁰、という疑問もある。この疑問については、第 5 章の判例を觀たのちに再考する。

5. 2004 年ガイドラインの評価

(1) 序

諸国の裁判所は、2004 年ガイドラインを直接的に適用してはいないが、仲裁人の忌避を判断する場合に、2004 年ガイドラインに言及する場合が増えてきたことが、シェラー氏による 2009 年までの判例分析において指摘されている⁵¹。

仲裁人の不偏性・独立性については、各国法が包括的に規定しているのであるから、2004 年ガイドラインに言及する必要はない、という考え方が、少なくとも、一部の国の裁判所の根底にあるのかもしれない⁵²。

しかしながら、仲裁人の忌避および仲裁判断の取消を求める場合に、当事者が 2004 年ガイドラインを根拠にすることは、もはや慣行になっているので、各国の裁判所は、今後、2004 年ガイドラインの存在に気付くだけでなく、これに言及するようになっていくであろう⁵³という指摘が、2010 年当時になされている。

以下、IBA によって利益相反ガイドラインが作成された 2004 年以降について、各国の裁判所および著名な仲裁機関の立ち位置および判断例を検証する。

(2) オーストリア

オーストリアでは 2006 年に新仲裁法が制定された。ウィーン裁判所は、同法と 2004 年ガイドラインの関係を否定し、オーストリア法は、2004 年ガイドラインの適用を指示していない、とした⁵⁴。

(3) ベルギー

投資協定に基づく仲裁において、仲裁人の不偏性・独立性が問題になったケースにつき、ブリュッセル高等裁判所は、2004 年ガイドラインを部分的に引用して控訴を棄却

⁴⁹ Walsh, *supra* note 46, at 17, note 85

⁵⁰ *Id.*, note 96

⁵¹ Matthias Scherer “The IBA Guidelines on Conflicts of Interest in International Arbitration: The First Five Years 2004 – 2009” *Dispute Resolution International* Vol 4 No.1 (May 2010) p.6

⁵² *Id.*

⁵³ *Id.* p.7

⁵⁴ *Id.* p.8

した⁵⁵。

(a) 事案 : Brussels Court of Appeal, Case No R G 2007/AR/70 (29 October 2007)

本件は Eureka BV 社 (以下「E 社」) が、投資協定に基づいてポーランド政府に対して申し立てた仲裁がもとになっている。

E 社は、ステファン・シュワーベル判事 (以下「シュワーベル氏」) を仲裁人に指名し、3名の仲裁廷が構成された。

2005年8月19日、同仲裁廷は、オランダとポーランドとの間の投資協定違反を理由としてポーランドの責任を認定する部分的仲裁判断を出した。

仲裁判断が出された後、ポーランドはシュワーベル氏が以前、ポーランドに対する同様の請求が争点となった投資仲裁 (以下「カーギル・ケース」という)⁵⁶で、投資家であるカーギル社を代理していたとして、忌避を申し立てた。ポーランドは E 社が上記事実を意図的に開示しなかったと主張した。

シュワーベル氏は、カーギル・ケースには関与しておらず、彼のワシントン DC 事務所はカーギル社を代理していたシドレー・オースチン法律事務所とは別個の事務所であると主張した。

ポーランドは、シドレー・オースチン法律事務所のプレスリリースおよびオンライン情報をもとに、シュワーベル氏は、ポーランドに対して仲裁を提起したカーギル社の代理チームの一員であったと主張した。

シュワーベル氏は、同氏がポーランドに対して仲裁を提起したカーギル社の代理チームの一員であったという情報は誤っており、既に訂正されたと主張した。

(b) ブリュッセル地方裁判所決定

2006年12月23日、第一審のブリュッセル地方裁判所は、シュワーベル氏の忌避を否定した。その理由は、以下のとおりであった :

- i) シュワーベル氏は、同氏がポーランドに対して仲裁を提起したカーギル社の代理チームの一員であったとは認定できないこと、および、
- ii) シュワーベル氏とシドレー・オースチン法律事務所が同じビルディングにあるという事実は、同氏の独立性および不偏性に正当な疑いを生じさせるものではないこと、であった。

(c) ブリュッセル高等裁判所決定

ポーランドはブリュッセル高等裁判所に控訴した。

2007年10月29日、ブリュッセル高等裁判所は、2004年ガイドラインを引用した E

⁵⁵ Id. p.9

⁵⁶ ICSID Case No. ARB(AF)/04/2, Cargill, Incorporated v Republic of Poland

社の主張を受け入れて控訴を棄却した。同裁判所は、もしもポーランドが主張するような結びつきが存在し、それを E 社が開示しなかったとしても、その事実または状況をもって、忌避事由とすることはできない、とした。

因みに、その後の 2008 年 3 月 5 日、ICSID に係属していた投資仲裁カーギル・ケースは、カーギル社が勝訴しポーランドは敗訴した⁵⁷。

(4) フランス

フランスでは、ICC 規則に基づき構成された仲裁廷の議長が、利益相反の疑いがある事実を開示しなかったことが問題とされたケースがある。

(a) 事案：Paris Court of Appeal, 12 February 2009 (07/22/164)

ICC 仲裁廷の議長は、彼の属する法律事務所が一当事者の親会社の中国での別件プロジェクトについてアドバイスをしたことがあった事実、および同事務所が、申立人のグループ会社に助言および代理をしていた事実を開示していた。

しかしながら、被申立人は、国際会議のプログラムから、同事務所が、当時、申立人の中国の関連会社の代理人をしている事実を発見した。

被申立人は、ICC 規則の基づき仲裁廷の議長の忌避を申し立てたが、ICC 仲裁裁判所は申し立てを却下した。被申立人は、パリ高等裁判所に仲裁判断の取消を求めて提訴した。

(b) パリ高等裁判所の判旨

仲裁廷の議長が属する法律事務所は、32 ヶ国に 2,200 名以上の弁護士を有しており、彼はおそらく個人的には中国に関する問題についての知見はなかった。しかしながら、開示義務違反によって仲裁廷は不当に構成されたとして、2007 年 12 月 10 日の仲裁判断は取り消されるべきであると判示した。パリ高等裁判所は、仲裁人の開示義務は仲裁の期間中に課されるべきこと、および、仲裁人が選任時に提出する独立性の宣言は、単純に信頼されるべきでないことを指摘した⁵⁸。但し、2004 年ガイドラインへの言及はなかった。

このケースは、その後、フランスの最高裁判所まで争われているので、第 5 章 4. 欧州の特に注目すべき判断、において、あらためて詳述することとする。

(5) イングランド&ウェールズ（以下「イングランド」という。）

イングランドでは、2009 年までに 2004 年ガイドラインに言及した判例は”ASM Shipping Ltd of India v TTMI Ltd of England, [2005] EWHC 2238 (Comm) (19 October 2005)” 1 件のみであると言われている⁵⁹。

⁵⁷ Id.

⁵⁸ Greenburg, supra note 41, p 290

⁵⁹ Scherer, supra note 51. p.11

(a) 事案

本件紛争は、船主の ASM 社と傭船契約者の TTMI 社との海事紛争であった⁶⁰。

仲裁（以下「本件仲裁」）の第3仲裁人（Mr. Duncan Matthews QC）が以下の事由で忌避を申し立てられた⁶¹：

- (i) この仲裁人は、本件仲裁とは異なる当事者の別件仲裁において、本件仲裁と同じ主たる証人（以下「当該証人」）に関し、被申立人のソリシターから指示を受けていた。
- (ii) この別件仲裁の開示手続きにおいては、当該証人に対する重大な主張がなされたが、この仲裁人は代理人としてかかる重大な主張に関与していた。

この仲裁人は、この別件仲裁における関与は、本件仲裁の仲裁人としての任務と関係ないと考え、辞任を拒否した。本件仲裁の仲裁廷は、部分的仲裁判断を下した。

申立人は、本件仲裁人は偏向していると観られ、1996年のイングランド仲裁法第68条に違反する重大な手続き違反があるとして、この部分的仲裁判断の取消を求めて提訴した。

(b) イングランドの高等裁判所（以下「当裁判所」）の判断

当裁判所は、本件仲裁廷の部分的判断を取り消した。

取消の理由として裁判所は、まず「専門的な分野の仲裁人の場合、当事者およびその代理人と仲裁人との間には、以前からのコンタクトがあるものと予想できる。それ故、選任された仲裁人が、以前、別件において一方当事者との間に紛争があったという事実のみをもって、忌避事由が存在するとまではいえない。しかし、そのようなケースにおいても、結論は、大体において事実関係如何による。」とした。

そのうえで、当裁判所は、このケースにおいては、真に仲裁人の偏向の可能性があったとして、この仲裁人は、仲裁審理を継続すべきではない、と結論づけた。

かかる仲裁取消の結論を支えるのは、以下の事実である、とされた：

- ・当該証人に対する重大な主張の内容およびパターン；
- ・2つの仲裁における同じソリシターの関与；
- ・この仲裁人が、不正直であると言われた当事者についての判断に関与する直前に、開示手続きへ関与していたこと

このケースにおいて、被申立人は、2004年ガイドラインのレッド・リストに該当しないことをもって、利害相反なし、と主張した。当裁判所は「2004年ガイドラインは、包括的なものではない」とし「同ガイドラインが健全な常識をもって、杓子定規で過度に形式的な解釈をされずに適用される」ものであると判示した（下線部は筆者による）。

上記下線部は、2004年ガイドラインの序文 第6項第3文と全く同じ文言であるので、

⁶⁰ Hew Dundas “ASM Shipping v. TTMI(S.68 Appn.) Cofa” at: [https://archive.onlinedmc.co.uk/asm_shipping_v_ttmi\(s_68_appn\)_cofa.htm](https://archive.onlinedmc.co.uk/asm_shipping_v_ttmi(s_68_appn)_cofa.htm) as of 9 December 2108

⁶¹ Scherer, supra note 51. p.11

当裁判所は、2004年ガイドラインを読んでいたものと思われる。

そのうえで、当裁判所は、あくまでもイングランドの仲裁法上の判断として仲裁判断の取消を行ったものである。

このイングランドの裁判所の立場は、その後の判例にも引き継がれている。それらについては、第5章 4. 欧州の特に注目すべき判断、において、あらためて詳述することとする。

(6) ドイツ

仲裁人の開示義務違反が問題になったケースで、フランクフルトの高等裁判所は、開示義務違反を否定した。同裁判所は、2004年ガイドラインの3.5.2の適用があることを前提にしながら、開示義務違反となる事実が存在しないと判示した⁶²。

(a) 事案：Higher Regional Court of Frankfurt am Main, Case No 26 Sch 8/07 (4 October 2007)

仲裁廷の議長はドイツ仲裁協会（DIS）のボード・メンバーであり、同協会が2006年9月に出版した「EU競争法と仲裁」の序文に3名の共同編集者の一人として署名をしていた。

上記の出版物には、被申立人の代理人が行ったスピーチのテキストが掲載されていた。被申立人の代理人は、かかるスピーチおよびテキストにおいて「EU条約の下で仲裁廷は、EU競争法違反の調査をすることは求められない。」と主張していた。

2007年1月、「EU競争法と仲裁」が出版された後で、仲裁廷は、当事者に対して、EU競争法違反の調査をすることなしに証拠調べ手続きを終了する旨を伝えた。

申立人は、上記の出版の直後に、被申立人の代理人が行ったスピーチおよびテキストに気付いた。申立人は、仲裁廷の議長が序文に署名することによって、被申立人の代理人が行ったスピーチおよびテキストを大目にみたことは、2004年ガイドラインの3.5.2の状況と同様であり、仲裁人の不偏性または独立性に正当な疑いを生じさせる、と主張した。

(b) フランクフルト高等裁判所の判旨

フランクフルト高等裁判所は、以下の理由により忌避の申立てを棄却した：
仲裁廷の議長は、被申立人の代理人がスピーチを行った会議に出席していなかった。また、「EU競争法と仲裁」が出版される前に、被申立人の代理人が書いたテキストを読んでもいなかった。科学的な雑誌の共同編集者が、雑誌の記事の内容に気付かずに共同署名することは異常なことではない。また、申立人は、仲裁廷の議長がスピーチまたはテキストの内容を知ったうえで、仲裁審理を終了したことを立証できていな

⁶² Id. p.14

い、とした。

このケースでは、仲裁人の開示義務は否定されたので、開示義務違反が仲裁人の不偏性に疑いを生じさせるかどうかは、判断されなかった。よって、2004年ガイドラインの3.5.2違反は判示されなかった。

フランクフルト高等裁判所は、2004年ガイドラインに依拠しながらも、同ガイドラインと忌避の関係について判示しなかったのであった。

(7) オランダ

ハーグ地方裁判所のケースで、アジア・太平洋地域との関係が深いケースがある⁶³ (District Court of Hague, Challenge No.13/2004, Petition No. HA/RK 2004, 667, 18 October 2004)⁶⁴。

2004年10月18日、ハーグ地方裁判所は、当事者が選任した仲裁人について、不偏性を検証するに際しての基準につき判断を下した。このケースは投資仲裁に関するケースである。

一方当事者は、2004年ガイドラインの一般原則2.の適用があることを主張し、他方当事者は、2004年ガイドラインのグリーン・リスト4.1.1の適用があることを主張した。

(a) 事案

マレーシア企業（投資家）とガーナ政府の紛争が仲裁（以下「本件投資仲裁」）に付託された。

ガーナ政府の主張は、別件の仲裁における本件仲裁と同一の論点についての公開された仲裁判断（以下「別件仲裁判断」）に依拠していた。本件仲裁の仲裁人の一人であるエマニュエル・ガイラー教授が、代理人として別件仲裁判断（RFCC/Morocco）のICSIDにおける無効手続きに代理人として関与していた事実を開示した。

(b) 決定

ガーナ政府は、ガイラー教授の忌避を申し立て、ハーグ地方裁判所は忌避を認めた。すなわち、ガイラー教授の一方当事者に偏った外観が存在するので、彼が別件仲裁判断における代理人を辞任しない限り、忌避が認めらえるべき、と判示した⁶⁵。

ガイラー教授は、別件仲裁における代理人を辞任した⁶⁶。

このハーグ地方裁判所の決定に関連し「仲裁人の忌避が認められるためには、単に彼が、別件仲裁において同じ論点について以前に代理人をしていただけでは足りず、現在も代理

⁶³ Greenburg, supra note 41, p 289

⁶⁴ Scherer, supra note 51, p.14

⁶⁵ Scherer, supra note 51. p.15

⁶⁶ Greenburg, supra note 41, p 290

していることが必要である。」とする意見がある⁶⁷。

ハーグ地方裁判所は、仲裁人の開示義務違反を肯定したが、2004年ガイドラインの適用の有無は判断せず、純粹にオランダ民事訴訟法1033条の解釈問題として忌避の結論を出した⁶⁸。

(8) スウェーデン

仲裁人と一方当事者との関係が問題になったケースにおいて、スウェーデンの最高裁判所は、IBAの2004年ガイドラインに依拠して、仲裁判断の取消を命じた⁶⁹。

(a) 第1事案：Andrew Jilken v Ericsson AB, Svea Court of Appeals, Case No T 6875-04, 5 May 2006

前最高裁判所長官ヨハン・リンド氏が他の2名の仲裁人と仲裁廷を構成し、2004年6月7日、申立人(J氏)の請求を棄却する仲裁判断が下された。

2004年9月、J氏は、Svea高等裁判所に仲裁判断の取消およびエリクソン社による仲裁判断執行を回避する中間判断を求めた。この裁判の審理において、J氏は、仲裁審理終了後に、リンド氏が所属する法律事務所が、別件でエリクソン・グループを代理していることに気が付いたことを陳述した。J氏は、スウェーデン仲裁法に基づき、リンド氏はかかる関係を開示すべきであったとした。

(b) Svea 高等裁判所判決

2006年5月5日、Svea高等裁判所は、J氏の請求を棄却した。同裁判所は、リンド氏と彼が所属する法律事務所との関係を深く調査し、リンド氏の開示義務違反を認めた。しかしながら、開示義務違反それ自体が、同氏の仲裁人としての中立性欠如を示すものではないとした。

同裁判所は、J氏に上告許可を与え、J氏はスウェーデンの最高裁判所に上告した。

(c) スウェーデン最高裁判所判決 (Andrew Jilken v Ericsson AB, Swedish Supreme Court, Case No T 2448-06, 19 November 2007)

J氏は、本件は、ストックホルム商業会議所規則およびIBAガイドラインに基づき利益相反にあたるとするストックホルム商業会議所の意見書を提出した。

2007年11月19日、スウェーデン最高裁判所は、IBAの2004年ガイドラインに依拠して、仲裁判断の取消を命じた。すなわち、リンド氏自身が当事者と直接的な接触がない場合であっても、彼の事務所と当事者との経済的關係によって、仲裁人の不偏性が滅殺される、という結論は、IBAガイドラインおよびストックホルム商業会議所仲裁協会の

⁶⁷ Id.

⁶⁸ Scherer, supra note 51. p.15

⁶⁹ Id. p.17

ケース・ローによって支持される、とした。

同裁判所は、リンド氏自身がエリクソン・グループとの関係から影響を受けるリスクを分析するのではなく、客観的な分析を行った、という論評がシェラー氏によりなされている。

同氏のいうところの「客観的な分析」というスウェーデン最高裁判所の手法は、第5章4.において詳述するイングランドの裁判所の手法（偏向の外観があるかどうか、を調査する手法）と共通しているのではないだろうか。

(d) 第2事案：Kornas Aktiebolag v AB Fortum Varne samagi med Stockholms stad⁷⁰

これは、被申立人が選任した仲裁人が忌避されたケースである。

彼は、一方当事者の法律事務所から3年間に3回の指名を受けていた。

(e) Svea 高等裁判所判決

Svea 高等裁判所判決は、IBA ガイドラインによれば、偏っていると認定されるためには、一方当事者の法律事務所から3回を超える指名、すなわち4回以上の指名を受けることが必要とされているとし、仲裁人の不偏性を肯定した。

(f) スウェーデン最高裁判所判決

スウェーデン最高裁判所は、2004年ガイドラインに依拠して、仲裁判断の取消を否定したSvea 高等裁判所判例を承認した⁷¹。この仲裁人は、一方当事者の法律事務所以外の様々な法律事務所からも指名を受けていた⁷²。

(9) スイス

スイスの連邦最高裁判所は、2004年ガイドラインを「貴重な適用ガイドラインである。」として、同ガイドラインのグリーン・リスト4.1.1の適用により、仲裁人の忌避を否定した⁷³。

(a) 事案

本件ケースは、スイス人オーガナイザーとトルコ・サッカー協会の契約に端を発している。この契約は、2006年ドイツ・ワールド・カップ前の組織、TV放映権、および、5つの親善サッカー試合に関するものであった。当事者は、スポーツ仲裁廷（CAS）での紛争解決を合意していた。上記の試合は行われたが、スイス人オーガナイザーが期待したより

⁷⁰ Scherer, supra note 51, pp.17-18

⁷¹ Crivellaro, Antonio “Does the Arbitrators’ Failure to Disclose Conflict of Interest Fatally Lead to Annulment of the Award? The Approach of the European States Courts” The Arbitration Brief 4, no.1 (2014) p.132

⁷² Id.

⁷³ Scherer, supra note 51, p.24

もはるかに少ない観客しか動員できなかった。そこで、トルコ・サッカー協会は、上記契約に違反して、試合の映像を TV ネットワークでライブ配信した。スイス人オーガナイザーは、CAS に仲裁を申し立てた。

トルコ・サッカー協会は、Mr. B を仲裁人として指名し、Mr. C を代理人とした。仲裁廷の議長には、当事者が指名した 2 名の仲裁人によって、Mr. P が指名された。スイス人オーガナイザーの請求が否定された仲裁判断が出された後、スイス人オーガナイザーは、仲裁判断の無効をスイス最高裁判所に訴えた。

スイス人オーガナイザーは、Mr. B 、 Mr. C および Mr. P は、Rex Sport という 26 名の組織に属しており、この組織のウェブサイトはパス・コードで守られていると指摘した。

(b) スイス連邦最高裁判所の判旨

Mr. P の属する法律事務所のウェブサイトには、Mr. P が Rex Sport のプレジデントであることが開示されていた。とすれば、スイス人オーガナイザーは、Mr. P が属する Rex Sport という組織を仲裁判断受領後 30 日以内で調査できたはずである。

また、忌避申し立てが適時になされたとしても、Mr. B 、 Mr. C および Mr. P が、Rex Sport という組織に属していることは、2004 年ガイドラインのグリーン・リスト 4.1.1 に該当し、開示する必要がなかった。

2004 年ガイドラインは法的効力を持たないが、利益相反に関する国際仲裁の基準統一に貢献する貴重な適用ガイドラインである。

2004 年ガイドラインのグリーン・リスト 4.1.1 は、スイス最高裁判所の判例を反映したものである。

もっとも、もしも、組織内で、システムティックに相互指名がなされていたのであれば、仲裁人の独立性に客観的な疑いが生じたであろう。

(10) 米国

(a) 第 1 事案 : Applied Industrial Materials Corp. v. Ovalar Makine Ticaret VE Sanayi, A.S. and Ural Ataman⁷⁴

1992 年、Applied Industrial Materials Corp. (Aimcor) とトルコの会社 Ovalar Makine Ticaret VE Sanayi, A.S. (Ovalar) とは、コークスの販売・輸送契約を締結した。この契約の紛争解決条項にはニューヨーク市における仲裁が規定されていた。

1997 年、両社間で仲裁（以下「本件仲裁」）が開始され、議長チャールズ・ファブリカント氏（以下「F 氏」）を含む 3 名の仲裁人が選任された。F 氏は、30 カ国に 50 事務所を有する Seacor Holdings（以下「SF 社」）の会長兼社長 CEO であった。

⁷⁴ 492 F.3d 132, CA2 (NY) (9 July 2007), <https://caselaw.findlaw.com/us-2nd-circuit/1015436.html> last visited as of September 3, 2018

2003年9月3日、本件仲裁のヒアリング前に、Aimcor から仲裁人に対し、Aimcor が Oxbow Industries に売却される取引の開示につき、問題が生じるかもしれないとの通知がなされたため、各仲裁人は、利益相反についての開示文書を提出した。

2005年4月16日、F氏は、本件仲裁の当事者に、彼の会社のセントルイス事務所が、Oxbow Industries と取引をするとの通知を行った。

2005年9月22日、仲裁廷は、2-1 で、Ovalar の契約違反に基づく責任を認める中間仲裁判断を下した。

2005年11月22日、Ovalar は、F氏が会長兼社長 CEO を務める SF社のセントルイス事務所が、Oxbow Industries と取引をしているのは利益相反であるとして F氏に辞任を求めた。

2005年12月5日、F氏は、SF社内に”Chinese Wall”を設定したので利益相反事由から隔離されたとして辞任を拒否した。

2006年2月、Aimcor が中間仲裁判断の確認を求めて連邦地方裁判所に提訴した。Ovalar は、同裁判所に中間仲裁判断の取消しを求めた。

(b) 連邦地方裁判所の判断

連邦地方裁判所は、F氏は、SF社内に”Chinese Wall”を設定して利益相反事由から隔離されたことを当事者に伝えていなかったことは、偏向の外観を作り出したと認定した。同裁判所は、仲裁人の米国倫理規則および IBA 利益相反ガイドラインを引用して、仲裁人は、仲裁手続き中にも偏向の外観を回避する継続的義務を負うとして、仲裁判断を取り消した。

(c) 第2巡回区連邦高等裁判所の判断

第2巡回区連邦高等裁判所は、F氏の会社が、Oxbow Industries と行った取引額 US\$275,000 は些細な金額ではない、と認定し、仲裁判断を取り消した連邦地方裁判所の判断を結論として肯定した。

しかし、同裁判所は IBA 利益相反ガイドラインを引用せず、同ガイドラインの継続的開示義務を採用しなかった。同裁判所は、仲裁人は、潜在的な利益相反事由に気付いた場合のみ開示義務を負う、と判断した⁷⁵。

(d) 第2事案：HSN Capital LLC (USA) v Productora y Comercializadora de Teevision SA de CV (Mexico)⁷⁶

2001年に HSN 社と PCTV 社間で締結された契約上の紛争につき、翌年、HSN 社は ICC 規則に基づいて PCTV 社に対する仲裁を提起した。

⁷⁵ Scherer, *supra* note 51, p.26

⁷⁶ *Id.*

両当事者は、仲裁廷の議長を合意したが、彼が健康上の理由で辞任したので、ICC は、デビッド・ハイ氏（以下「H 氏」）を新しい議長に指名した。

H 氏は、PCTV 社の代理人が、彼と同じく数年間 NAFTA 委員会に所属している事実を開示した。

2005 年 6 月 3 日、仲裁廷は、HSN 社の請求を棄却し、PCTV 社の反対請求を認める仲裁判断を下した。

2005 年 9 月 14 日、HSN 社は、ICC に、H 氏の忌避および仲裁判断の取消しを求めるレターを出状した。

2005 年 10 月 24 日、ICC は、HSN 社に、H 氏の忌避を否定し、かつ、仲裁判断の取消を拒絶する決定を通知した。そこで、HSN 社は、フロリダ中部地区連邦裁判所に、仲裁判断の取消しを求めて出訴した。

(e) フロリダ中部地区連邦地方裁判所の判決

フロリダ中部地区連邦地方裁判所は、仲裁廷の議長と被申立人の代理人とが同じ組織に属しているという事実のみでは、仲裁判断の取消には不十分であると判示した。特に、NAFTA2022 委員会は、3 カ国の 38 名の委員から成っている事実が指摘された。

同連邦地方裁判所は、仲裁判断を確認し、取消しの申立てを否定したが、被申立人が引用した IBA 利益相反ガイドラインには言及しなかった⁷⁷。

(f) 第 3 事案 : *New Regency Productions Inc. v. Nippon Herald Films, Inc.*⁷⁸

（以下「日本ヘラルド事件」）

本件は、カリフォルニア州の映画製作会社 NRP 社（以下「NRP 社」）と日本の映画配給会社日本ヘラルド（以下「日本ヘラルド社」）とが 1995 年に締結した映画配給契約から生じた紛争である。

2003 年 6 月、日本ヘラルド社は日本の裁判所で NRP 社を訴えたが、数か月後に訴えを取り下げ、American Film Marketing Association(AFMA) の仲裁（以下「本件仲裁」）を行うことに合意した。

同年 11 月、日本ヘラルド社と NRP 社は共同して、AFMA が推薦した 3 名の仲裁人候補者から、ロサンジェルス市の弁護士でクルセーダー社の役員ウィリアム・イマーマン氏（以下「I 氏」）を仲裁人として選任した。

仲裁人に選任される際、I 氏は、以前、日本ヘラルド社の代理人が代理した別の仲裁の仲裁人をしたこと、および、かつて NRP 社と様々な交渉をしたことを開示した。

また、I 氏は、仲裁人に選任された後の 2004 年 2 月、日本ヘラルド社の代理人が別件で

⁷⁷ Id. p.27

⁷⁸ 501 F.3d 1101, 1108, 2007 (5 July 2006), <https://caselaw.findlaw.com/us-9th-circuit/1069442.html>, last visited as of August 31, 2018

クルセーダー社を訴えたため、証人として喚問される可能性があることを開示した。

2004年中の審理を経て、同年12月3日、I氏は、仲裁判断を下した。

2004年12月7日NRP社が連邦地方裁判所に仲裁判断の確認を求めたのに対し、日本ヘラルド社は、I氏が、2004年7月に新たにYari Film Group（以下「YFG社」）に職を得て、NRP社とビジネスの関係を持ったことを開示しなかったこと等を理由に仲裁判断の取消しを申し立てた。

(g) 連邦地方裁判所決定

連邦地方裁判所は、以下の事実を認定し、2005年1月14日、仲裁判断の取消を認めた。I氏が、2004年7月に新たにYFG社に職を得た時、同社はNRP社が手掛けた”The Night Watchman”という映画の共同制作者としてファイナンスを交渉していた。この映画は、NRP社のオーナー&CEOであるアーノン・ミルシャン氏の娘、アレクサンドラ・ミルシャン氏がプロデュースしていた。

同連邦地方裁判所は、I氏がYFG社に職を得たことを開示しなかったのは、合理的にみて偏向しているとの印象を与えるものであるとした。

(h) 第9巡回区連邦高等裁判所決定

第9巡回区連邦高等裁判所は、2007年9月4日、仲裁判断の取消を認めた連邦地方裁判所の決定を肯定し、以下のように判示した。

I氏は、本件仲裁の手續進行中にYFG社の重役となって、”The Night Watchman”のビジネス、特に、ファイナンス交渉に深く関わった。よって、その事実を開示すべき義務があった。

同裁判所は、連邦最高裁判例、第9巡回区の判例の他、ソフト・ローとして、2004年アメリカ仲裁協会・アメリカ法曹協会の倫理規則および2004年IBAガイドラインを引用した。これらのソフト・ローは法律的効力を有するものではないが、第9巡回区連邦高等裁判所の先例である”Shmitz v Zelveti” 20 F.3d 1043 (9th Cir.1994)の判旨「利益相反が実際に存在し、法律家はその利益相反を知っているとみなされる場合は、合理的にみて偏向しているとの印象を与える。」の正当性を補強するものである。

もつとも、かかる場合に仲裁判断が取り消されるためには、利益相反が実在しなければならぬ。

本件において、日本ヘラルドが申し立てた利益相反は重大である。本件の証拠からは、”The Night Watchman”の興行価値は引き出せないが、この作品が有名であることと、YFG社の企業規模を勘案すれば、そのファイナンス交渉は重要ではなかったとはいえない。

よって、本件では利益相反が実際に存在し、I氏は、がその利益相反を知っているとみなされる。

先例となる連邦最高裁判所判例である”Commonwealth Coatings Corp. v. Continental Cas Co., 393 U.S. 145, 89 S. Ct. 337, 21 L.Ed.2d 301 (1968)”においてホワイト判事が述べたように「仲裁は、仲裁人が全ての事実を開示したときに栄える」のである。

よって、連邦裁判所が仲裁判断を取り消すとした判断は誤っていない。

(i) 米国における IBA2004 年ガイドラインの評価

上記のように米国裁判所の 2004 年ガイドラインに対するスタンスは分かれており、複数の裁判例が 2004 年ガイドラインに依拠することを否定していると言われている⁷⁹。

他方、上記、日本ヘラルド事件の第 9 巡回区連邦高等裁判所決定は、世界の国際仲裁慣行として、2004 年ガイドラインはより受容されていく傾向にあることを認めた判例である、との評価がある⁸⁰。

(11) 香港

(a) 事案 : Jung Science Information Technology Co Ltd v ZTE Corporation, HCCT 14/2008⁸¹

ある韓国企業 (JSIT 社) と中国企業 (ZTE 社) との間の紛争が、香港における仲裁に付託された。

ZTE 社は、首席仲裁人 (Mr. Phillip Yang) と JSIT 社を代理する弁護士事務所 (フレッシュフィールドズ) の弁護士 (Dr. Michael Moser) が同じ HKIAC のメンバーであり、同じ会議で報告者となっている等、親しいにもかかわらず、かかる親密なプロフェッショナル関係および友人関係の情報開示を怠ったとして、Mr. Phillip Yang の忌避を申し立てた。

(b) 香港裁判所の判旨⁸²

同裁判所は、以下の理由から、この仲裁人の忌避を否定した：

- i) 香港の仲裁サークルは小さいので、これに属する人々は度々コンタクトがある。
- ii) Mr. Yang と Mr. Moser は、共にシニアで香港の内外で経験豊富な国際仲裁実務家である。
- iii) 両名ともたいへん高潔である。
- iv) 両名とも香港の内外で経験豊富なので互いに知っていて当然である。
- v) 両名の関係は公開されており、原告 (JSIT 社) がインターネットや香港のソリシ

⁷⁹ Scherer, supra note 51, p.26

⁸⁰ Id. p.27

⁸¹ Herbert Smith, Asia Arbitration E-Bulletin 20 November 2008

“Hong Kong challenge proceedings dismissed”

<http://www.cannonway.com/web/page.php?page=209>, last visited as of 31 December 2018

⁸² Greenberg, supra note 41, pp. 287-288

- ターからその情報を容易に取得できた。
- vi) フレッシュフィールズおよび Mr. Moser が被告 (ZTE 社) を代理していることは公開されている。
 - vii) Mr. Yang はフレッシュフィールズではなく HKIAC に指名された。
 - viii) Mr. Moser は、本件仲裁手続きが本格化する前に被告 (ZTE 社) の代理人を辞任している。
 - ix) 仲裁廷は、管轄および前提問題について原告 (JSIT 社) に有利な判断を下した。

香港裁判所は、このケースの判断において、2004 年ガイドラインへ言及しなかった。

(12) オーストラリア

(a) 事案 : Gascor v Ellicott, [1997]1 VR 332⁸³

本件の仲裁人は、以前、別件だが本件と関連のある仲裁において、一方当事者を代理していた。この仲裁人は、上記の事実を開示しなかった。

(b) ヴィクトリア州高等裁判所の判旨

仲裁人の忌避を否定したが、2004 年ガイドラインへの言及はなかった。

(13) ICC

2004 年 7 月 1 日から 2009 年 8 月 1 日の間、ICC 仲裁廷が忌避等に関与したケースは、187 件あり、そのうち 106 件は、2004 年ガイドラインに言及していたと言われている⁸⁴。

しかしながら、これらのケースの概要等は紹介されていない。

(14) LCIA

LCIA 仲裁廷が関与した多くのケースは、2004 年ガイドラインに言及していたと言われている⁸⁵。注目すべきケースについては、第 5 章の 3. にて詳述する。

(15) The Stockholm Chambers of Commerce (SCC)

当時者が、SCC 規則に基づいて仲裁人の忌避を申し立てる場合に、2004 年ガイドラインに言及するのは稀であるが、SCC は、仲裁人の忌避が申し立てた場合、常に 2004 年ガイドラインを参照する、と言われている⁸⁶。

SCC の立場は、(8)で述べたスウェーデンの最高裁判所と同様である。

⁸³ Id. p.290

⁸⁴ Scherer, supra note 51, pp.28-29

⁸⁵ Id. p.31

⁸⁶ Id. p.33

(16) 日本商事仲裁協会 (JCAA)

JCAA は、比較的小規模な組織であり、2009 年の時点で、過去 5 年間、仲裁人の忌避について判断した経験がなかった。しかしながら、仲裁人から、利益相反の可能性のある事実を開示すべきか否かの問い合わせを受けることが度々あり、かかる場合、JCAA は、2004 年ガイドラインを参照するように助言しているとのことである⁸⁷。

(17) The Chamber of Arbitration of Milan

ミラノ仲裁協会は、仲裁人の独立が問題になる場合に、2004 年ガイドラインを参照されている、と言われている⁸⁸。

6. 2014 年改正ガイドラインの改正部分

2004 年ガイドラインは、国際仲裁の運用現場において、広く参照され、具体的な指針としての役割を果たしてきたと言われている⁸⁹。同ガイドラインは長年国際仲裁の現場における具体的な指針としての役割を果たしてきたが、蓄積された事例から明らかになった問題点への対応策を反映すべく、2014 年に改正ガイドラインが発表された⁹⁰。

2014 年改正ガイドラインで 2004 年ガイドラインの大枠は変更されていないが、以下、同ガイドラインの前文に係れている改正の経緯を概観し、ついで、具体的な改正部分を検証する。

(1) 改正の経緯

2004 年ガイドライン使用の経験に基づき、同ガイドラインの明確化・改善のため、2012 年に IBA 仲裁委員会は、拡大された利益相反小委員会（以下「小委員会」）によるレビューを開始した。

小委員会は、以下の国々のメンバーから成っていた：

UAE、スペイン、米国、カナダ、ドイツ、フランス、スイス、ブラジル、ベルギー、英国、インド、日本、ナイジェリア、韓国、オランダ、アルゼンチン、および、中国である。

アジア・太平洋地域に関しては、2004 年のワーキング・グループのメンバーであったオーストラリア、ニュージーランドおよびシンガポールのメンバーがおらず、代わりに、インド、日本、韓国、および、中国のメンバーが加わっている。

小委員会のメンバーは、主だった地域の仲裁人の忌避基準、開示基準に関する法令、裁

⁸⁷ Id. p.34

⁸⁸ Id. p.35

⁸⁹ 谷口安平・鈴木五十三編著「国際商事仲裁の法と実務」（2016 年）175 頁

⁹⁰ IBA Guidelines on Conflicts of Interest in International Arbitration Adopted by resolution of the IBA Council on Thursday 23 October 2014（以下「2014 年改正ガイドライン」）

判例、仲裁実務を調査し、仲裁機関や仲裁実務家にコメントを求めたことが、日本からメンバーとして参画された小原淳見弁護士から報告されている⁹¹。

(2) 具体的な改正部分の検証

(a)一般基準(5) (ガイドラインの適用) 範囲

2004年ガイドラインは「仲裁廷の長、単独仲裁人および当事者選定仲裁人に等しく適用される。」とされていたが、2014年改正ガイドラインでは、仲裁人または仲裁廷の秘書役およびアシスタントが新たに適用範囲に加えられた。

すなわち、仲裁人または仲裁廷の秘書役およびアシスタントも仲裁人と同じく、不偏性・独立性の義務を負う。

(b)一般基準(6) 関係

2014年改正ガイドラインでは、一般基準(6)の解説において、まず、バリスタのチェンバースについての言及がなされた。チェンバースは法律事務所とは異なるが、バリスタ、当事者、または、代理人との関係で、バリスタのチェンバースは開示の対象とされるべきことが解説されている。

特筆すべきは、この解説において、当該紛争に係る **Third-party funders(TPF)** および保険者は、当事者と同等と見なされうる、とされたことである。

(c)一般基準(7) 当事者および仲裁人の責務

2004年ガイドラインは一般基準(7)の表題を「仲裁人および当事者の責務」とされていたが、2014年改正ガイドラインでは「当事者および仲裁人の責務」とされた。

(a)において、2004年ガイドラインでは「当事者は、自己（または同一の会社グループの別の会社）と仲裁人との間の直接または間接の関係について、仲裁人、仲裁廷、他の当事者および仲裁機関（もしあれば）に知らせるものとする。」とされていた。

2014年改正ガイドラインでは上記に加え「仲裁に影響力を有する個人、仲裁判断に直接的な経済的利害を有する者、または、仲裁判断によって補填義務を負う者と仲裁人との関係」も、知らせるべき関係の範囲に加えられた。

これは、一般基準(6)の解説において記載された **TPF** および保険者と仲裁人との関係も開示しなければならないものとされた、と解釈できる。

また、当事者の責務に「仲裁に出廷する代理人の身元を、仲裁人、仲裁廷、他の当事者および仲裁機関（もしあれば）に知らせるものとする。」ことが追加された。

(7) (b) は、2014年改正ガイドラインで新設された条項である。

⁹¹ 小原淳見「仲裁人選びのポイントと仲裁人による開示義務・仲裁人忌避の基準—IBAガイドライン」ジュリスト No.1502（2017年2月）86頁

当事者は、代理人の身元および仲裁人との関係を開示すべきことが定められた。

特に、代理人と仲裁人とは、同じチェンバースに属するという関係を開示すべきことが明記された。

(d)一般基準の実際の適用

開示が必要とされる場合の「オレンジ・リスト」についての説明が追記された。

すなわち、同リストは非網羅的リストであるので、同リストに記載されていない以下のような場合も仲裁人は開示が必要とされることが例示された：

- ① 3年を超える期間について同一の当事者または代理人から指名されている場合
- ② 仲裁人が同様の法律問題が提起されている他のケースで代理人をしている場合
- ③ 進行中の別のケースにおける当事者または代理人から指名された場合

これらの場合については、ケース・バイ・ケースの判断が求められるとされている。

(e)1. 放棄不可能なレッド・リスト

1.2

2004年ガイドラインでこの条項は「仲裁人が、一方当事者の支配人、取締役または監督機関の構成員であるか、またはこれらに類する管理上の影響力を有する」場合、辞任しなければならないと規定していた。

2014年改正ガイドラインでは上記に加え、仲裁人が「仲裁判断に直接的な経済的利害を有する者に管理上の影響力を有する」場合も、辞任しなければならないと規定された。

1.3

2004年ガイドラインでこの条項は「仲裁人が、一方当事者または事件の結果について、重大な財務上の利害を有する。」場合、辞任しなければならないと規定していた。

2014年改正ガイドラインでは上記「重大な財務上の利害」に加え、仲裁人が「重大な個人的利害を有する」場合も、辞任しなければならないと規定された。

1.4

2004年ガイドラインでこの条項は「仲裁人が、これを選定した当事者またはかかる当事者の関連会社に対して定期的に助言しており、仲裁人またはその事務所が、これにより重大な財務上の収入を得ている。」とされていた（下線は筆者による）。

2014年改正ガイドラインでは上記冒頭の「仲裁人」に加え「またはその事務所（or his or her firm）」が助言をしている場合も、辞任しなければならないと規定された。

また、下線部分の「これを選定した」は削除された。妥当な改正と思われる。

(f)2. 放棄可能なレッド・リスト

2.2. 仲裁人の紛争における直接または間接の利害

2.2.2

2004年ガイドラインで、この条項の本文は「仲裁人の近親者が、紛争の結果に重大な財務上の利害を有する。」とされており、この本文は2014年改正ガイドラインでも変更されていない。

「近親者」については、2004年ガイドラインの註4では「本適用リストを通じて、「近親者」とは、配偶者、兄弟姉妹、子、親または生涯のパートナーをいう。」とされていたが、2014年改正ガイドライン註3で「その他、密接な関係が存在する近親者」が追加された。妥当な改正と思われる。

2.3. 仲裁人と当事者または代理人との関係

2.3.4

2004年ガイドラインで、この条項の本文は「一方の当事者の関係会社が仲裁において紛争となっている事項に直接関係している場合において、仲裁人が、その支配人、取締役、監督機関の構成員またはこれらに類する管理上の影響力を有する地位にある。」とされているが、2014年改正ガイドラインでは「これらに類する」が削除されている（下線は筆者が追加）。これは、上述した一般基準(7)の追加に対応する変更であり、妥当と思われる。

2.3.7

2004年ガイドラインで、この条項の本文は「仲裁人が、これを選定した当事者またはその関係会社に対して、定期的に助言をしているが、仲裁人またはその事務所が、これによって重大な財務上の収入を得ているわけではない。」とされているが、2014年改正ガイドラインでは「これを選定した当事者」が「一方当事者」に変更されている（下線は筆者が追加）。

2.3.8

2004年ガイドラインで、この条項の本文は「仲裁人が、一方の当事者、一方の当事者もしくはその関係会社の支配人、取締役、監督機関の構成員またはこれらに類する管理上の影響力を有する地位にある者、または当事者の代理人との間で、近親者の関係にある。」とされているが、2014年改正ガイドラインでは「これらに類する」が削除されている（下線は筆者が追加）。これは、上述した2.3.4と同様、一般基準(7)の追加に対応する変更と思われる。

2.3.9

2004年ガイドラインでこの条項は「仲裁人の近親者が、一方の当事者またはその関係会社について、重大な財務上の利害を有する。」とされていた。

2014 年改正ガイドラインでは上記「重大な財務上の利害」に加え、仲裁人が「重大な個人的利害を有する」場合も、放棄可能なレッド・リストに加えられた。

これは、上述した放棄可能なレッド・リスト 1.3 と同じ趣旨の追加と考えられる。

(g)3. オレンジ・リスト

3.1 過去における一方の当事者への役務提供または事件とのその他の関わり

3.1.3

2004 年ガイドラインでこの条項は「仲裁人が、過去 3 年以内に、一方の当事者またはその関係会社から、2 回以上仲裁人に選定された。」とされており、これは 2014 年改正ガイドラインでも変更されていない。

この条項について、2004 年ガイドラインの註 6 では「海事仲裁や商品取引仲裁といった特定の種類の仲裁においては、小規模の専門家候補者リストから仲裁人を抽出するのが実務取扱いであることがある。そのような分野で、別々の事件において当事者が頻繁に同一の仲裁人を選任することが実務慣行である場合に、仲裁の全ての当事者がそのような実務慣行に慣れているであろうときは、この事実の開示は要求されない。」とされていたが、2014 年改正ガイドライン註 5 で冒頭下線部分（下線は筆者が追加）に「スポーツ仲裁」が追加され、次の下線部分が「より小規模な専門家候補の個人リスト」に変更された。

3.2 一方の当事者への現在の役務提供

3.2.2

2004 年ガイドラインでこの条項は「仲裁人の法律事務所と収入または報酬を分配している法律事務所が、仲裁廷に係属する紛争について、一方の当事者またはその関係会社に役務を提供している。」とされていた。

2014 年改正ガイドラインでは上記下線部分（筆者が加筆）に「またはその他の法的組織」が加えられた。

3.3 仲裁人と他の仲裁人または代理人との関係

3.3.2

2004 年ガイドラインで、この条項の本文は「仲裁人と他の仲裁人または一方の当事者の代理人とが、同じ法廷弁護士（バリスタ）の事務所の構成員である。」とされており、この本文は 2014 年改正ガイドラインでも変更されていない。

この条項について、2004 年ガイドラインの註 7 では「イギリスの法廷弁護士（バリスタ）に関する特別な考慮の問題は、作業部会により発表された背景情報において論じられている。」とされている。かかる背景情報⁹²によれば、バリスタが属する事務所（chambers）が、パートナー弁護士の属する法律事務所と同じかどうか作業部会で検討され、バリスタ

⁹² Wijnen, supra note 31, pp. 455 -456

タが属する事務所は、収入を分配しない点でパートナーシップと異なることが指摘されている。

2014年改正ガイドラインでは、2004年ガイドラインにあった註7は削除されている。その代わり、(2)(b)および(c)で前述したように、一般基準(6)の解説および一般基準(7)(b)において、バリスタとチェンバースについての言及がなされ、チェンバースに関する開示がなされるべきことが示された。

3.3.6

2004年ガイドラインで、この条項の本文は「仲裁人と当事者の代理人の間に密接な個人的関係が存在していることが、専門家としての業務責任または専門家団体もしくは社会的団体の活動とは関わりなく、当該仲裁人と当該代理人が日常的にかなりの時間を共に過ごしているという事実により示されている。」とされていたが、2014年改正ガイドラインで上記下線部（筆者が加筆）が削除された。よりシンプルな基準としたのは妥当であろう。

3.3.7

2004年ガイドラインには無かった以下の内容が2014年改正ガイドラインに新設された。

「当該仲裁の仲裁人と代理人との間に対立が存在すること。」

3.3.8

2004年ガイドラインで、3.3.7の本文は「仲裁人が、過去3年以内に、同じ代理人または法律事務所から、4回以上選定された。」とされていた。

2014年改正ガイドライン3.3.8は文言が少し変わっているが、実質的な変更はなく、上記日本語訳の変更は要しないと思われる。

3.3.9

2004年ガイドラインには無かった以下の内容が2014年改正ガイドラインに新設された。

「当該仲裁人と他の仲裁人または一方当事者の代理人とが、現在または過去3年間の間に共同代理人を務めているか務めていたこと。」

この規定の新設は、第4章4.で紹介した2004年ガイドラインへの批判に呼応するものであろう。その意味で、妥当な規定の新設と思われる。

3.4 仲裁人と仲裁の当事者または他の関係者との関係

3.4.2

2004年ガイドラインでは「仲裁人が、過去3年以内に、例えば元被用者または元共同事業者として、専門家資格において一方の当事者またはその関係会社との関係を有した。」とされていた（下線は筆者による）。

2014年改正ガイドラインでは上記の「過去3年以内に、」が削除された。

この改正によって、仲裁人の潜在的な開示義務の範囲は大きくなった。

3.4.3

2004年ガイドラインでは「仲裁人と一方の当事者もしくはその関係会社の支配人、取締役、監督機関の構成員もしくはこれらに類する管理上の影響力を有する地位にある者または証人もしくは鑑定人との間に密接な個人的関係があることが、専門家としての業務責任または専門家団体もしくは社会的団体の活動とは関わりなく、当該仲裁人と当該支配人、取締役、その他の者、証人もしくは鑑定人が日常的にかなりの時間を共に過ごしているという事実により示されている。」とされていた（下線は筆者が加筆）。

2014年改正ガイドラインでは上記の「もしくはこれらに類する管理上の影響力を有する地位にある者」に「仲裁判断に直接的な経済的利害を有する者」が追加された。これは、一般基準(7)の解説において「TPF および保険者と仲裁人との関係も開示しなければならない」という解釈を具体化したものと思われる。

また「管理上の影響力を有する地位にある者」の前に「影響力を有する株主の権利を有する者のように」という例示が加えられた。

一方、2014年改正ガイドラインでは、上記の下線部分は削除された。上述した 3.3.6 と同様である。

3.4.4

2004年ガイドラインには無かった以下の内容が 2014年改正ガイドラインに新設された。

「当該仲裁の仲裁人と一方の当事者もしくはその関係会社の支配人、取締役、監督機関の構成員、仲裁判断に直接的な経済的利害を有する者もしくは管理上の影響力を有する地位にある者または証人もしくは鑑定人との間に対立が存在すること。」

上述した 3.3.7 と同じ趣旨であろう。

3.4.5

2004年ガイドライン 3.4.4 では「仲裁人が元裁判官である場合において、過去3年以内に、一方の当事者に関連する重大な事件を審理した。」とされていた。

2014年改正ガイドラインでは上記の「一方の当事者」に、「またはその関連会社」が追加された。

3.5 その他の状況

3.5.1

2004年ガイドラインでは「仲裁人が、その持分が公開されている一方の当事者またはその関連会社の持分を、数または額面からみて重要な持分を形成する程度に、直接または間接に保有している。」とされていた。

2014年改正ガイドラインでは文言が少し変わっているが、実質的な変更はないと思われる。

3.5.2

2004年ガイドラインでは「仲裁人が、仲裁係属中の事件に関して、刊行物によるか、発言によるか、またはその他の手段によるかを問わず、特定の立場を公表した。」とされていた。

2014年改正ガイドラインでは「仲裁係属中の」を省き、文言が少し変わっているが、実質的な変更はないと思われる。

(h)4. グリーン・リスト

4.2.1

2004年ガイドラインでは「仲裁人の法律事務所が、関係のない事項について、仲裁人が関与することなく、一方の当事者またはその関係会社の相手方の側で活動した。」ことは開示不要とされていたが、2014年改正ガイドラインでは、この条項はグリーン・リストから削除された。

これは、前述した放棄不可能なレッド・リスト 1.4 に対応する改正と思われる。

すなわち、仲裁人個人ではなく、その仲裁人の属する事務所も利害関係者として認識されたことにより、開示義務が拡大されたものと考えられる。

4.4.1

2004年ガイドラインでは「仲裁人が、他の仲裁人または一方当事者の代理人と、同じ専門家団体または社会的団体への加入を通じて、関係を有している。」ことは開示不要とされていた（下線は筆者による）。

2014年改正ガイドライン 4.3.1 では、「社会的団体」が「社会的または慈善的団体」とされ、「または、ソーシャル・メディア・ネットワークを通じて」が追加された。

4.3.3

2014年改正ガイドライン 4.3.3 では「仲裁人が、他の仲裁人または一方当事者の代理人と、同じ学部または学校で教鞭を取っていたことまたは社会的または慈善的団体の役員を務めていたこと」ことは開示不要とされる規定が新設された。

4.3.4

2014年改正ガイドライン 4.3.4では「仲裁人が、他の仲裁人または一方当事者の代理人と、同じ会議またはセミナーで、スピーカー、司会者、または、主催者であったこと、または、専門的、社会的または慈善的団体で協働していたこと」ことは開示不要とされる規定が新設された。

4.4 仲裁人と一方の当事者との接触

4.4.4

2014年改正ガイドライン 4.4.4では「仲裁人が、一方当事者またはその関連会社と、ソーシャル・メディア・ネットワークを通じて関係を有している」ことは開示不要とされる規定が新設された。

7. 2014年改正ガイドラインの特徴

上記から観るに、2014年改正ガイドラインの特徴として、第1に、不偏性・独立性の強化が挙げられる。これは、6.(2)(a)で述べた不偏性・独立性の義務を負う者の範囲の拡大、および、6.(2)(e)で述べた放棄不可能なレッド・リストへの追記から観てとれる。

特徴の第2は、仲裁人の開示義務の強化である。この方針は、序文 p.iii に宣言されているところであるが、具体的には 6.(2)(e)で述べた放棄不可能なレッド・リストへの追記、ならびに、6.(2)(g)で述べたオレンジ・リストへの追記、および、6.(2)(h)で述べたグリーン・リストからの削除から観てとれる。

8. 2014年改正ガイドラインの評判

2015年6月、IBA 仲裁委員会は、IBA 仲裁ガイドラインおよび規則小委員会を組織した⁹³。

同小委員会の目的は、以下の3つのガイドラインおよび規則の使用について、世界規模での調査を行うことにあった：

- (i) IBA 国際仲裁における証拠規則 (2010年)
- (ii) IBA 国際仲裁における利益相反ガイドライン (2014年)
- (iii) IBA 国際仲裁における当事者代理ガイドライン (2013年)

この小委員会は、57の法域にわたる120名のメンバーにより構成され、調査結果について包括的な分析がなされた⁹⁴。

上記3つのガイドラインおよび規則の中で、2014年改正ガイドラインが最も多く引用

⁹³ The IBA Arbitration Guidelines and Rules Subcommittee “Report on the reception of the IBA arbitration soft law products” (September 2016), p.6

⁹⁴ Id.

されていた。すなわち、3,201 の仲裁の 57%において、同ガイドラインは引用されていた、との分析結果である⁹⁵。

この分析によれば、2014 年改正ガイドラインは、アジア・太平洋地域においても広く用いられている。

特に、日本においては、仲裁人の利益相反が問題になった仲裁事件において、一方当事者の代理人の 61%が 2014 年改正ガイドラインを参照した、と分析されている。

また、仲裁人の利益相反が問題になった仲裁事件において、仲裁人の 89%が 2014 年改正ガイドラインを参照したことが報告されている⁹⁶。

第 5 章 国際仲裁人の利益相反に関する諸外国の判例

1. 序

国際仲裁人の利益相反に関する判例は、世界中に、実はかなりの数があるのではないかと推測される。しかしながら、国際仲裁人の忌避に関する判断の理由を公開している仲裁機関は少ない。

第 4 章において、国際仲裁における利益相反ガイドラインに関する判例を紹介したが、仲裁機関として、仲裁人忌避判断の理由を公開しているのは、は、London Court of International Arbitration (LCIA)、ストックホルム商業会議所 (SCC) の他、ICSID⁹⁷およびイランー米国仲裁廷のみのものである⁹⁸。

一方、欧州では、仲裁人が利益相反事由を開示しなかったことにより仲裁判断が無効とされるか否かにつき、諸国の判例を調査した論文が 2014 年に出されている⁹⁹。

そこで、以下、開示が進んでいる ICSID の判断例、欧州の裁判例、および、LCIA 他の判断例を検証する。

2. ICSID の判断例

(1) 序

2005 年～2015 年の間に、ICSID において仲裁人の忌避が申し立てられた例は 42 件

⁹⁵ Id.,p.31

⁹⁶ Id.,p.45

⁹⁷ International Centre for Settlement of Investment Disputes (投資紛争解決国際センター) は国際的には投資紛争解決のための主要な機関である。多国間の条約である「国家と他の国家の国民との間の投資紛争に解決に関する条約 (ICSID 条約)」に基づいて設立された。同条約は 1966 年に発効し、2013 年 6 月 30 日現在で 158 か国が署名し、149 か国が批准している。

⁹⁸ Walsh, supra note 46, p.1

⁹⁹ Crivellaro, Antonio “Does the Arbitrators’ Failure to Disclose Conflict of Interest Fatally Lead to Annulment of the Award? The Approach of the European States Courts” The Arbitration Brief 4, no.1 (2014)

あり、そのうち 5 件について忌避が認められた¹⁰⁰。以下、(2)、(3)、(4)、(5)、および、(7)において、これらの判断例を紹介する。

(2) **Victor Pey Casado and President Allende Foundation v. Republic of Chile**
(ICSID CASE No. ARB/98/2) (21 February 2006)¹⁰¹

このケースでは、被申立人が選任した仲裁人に対し、申立人から提起された忌避が認められた。しかし、その決定の理由は開示されていない。

(3) **Perenco Ecuador Ltd. v. The Republic of Ecuador et.al.**
(ICSID CASE No. ARB/08/6) (8 December 2009)¹⁰²

仲裁人チャールズ・ブローア氏に対し、エクアドルから提起された忌避が認められた。その決定の理由は、当該仲裁人がインタビューに応じて公開された「エクアドルは 1970 年代のリビアと同様であり、仲裁判断が出てそれを遵守するとは思われない。」というコメントが偏向しているとされたことによる。

(4) **Blue Bank International & Trust (Barbados) Ltd. v Venezuela** (ICSID CASE No. ARB/12/20) (12 November 2013)¹⁰³

申し立て人は、**Mr. Jose Maria Alonso**（以下「A 氏」）を仲裁人として指名した。被申立人（ベネズエラ）は、以下の理由により、A 氏の忌避を申し立てた。

- ・ A 氏は国際的な弁護士事務所である **Baker & McKenzie**（以下「BM」）のパートナー弁護士であり、BM の世界的仲裁慣行委員会のメンバーである。
- ・ BM は、ベネズエラを相手方とする別の ICSID 投資仲裁案件”**Longreef Investments A.V.V. v Bolivarian Republic of Venezuela** (ICSID Case No. ARB/11/5、以下「Longreef 案件」) で申立人の投資家を代理している。
- ・ A 氏の利害はベネズエラの利害と衝突する。
- ・ A 氏は、Longreef 案件において BM がベネズエラに対して行う主張と同様の主張を本件においても主張すると思われる。
- ・ 合理的な第三者の観点からすれば、同じ被申立人に対して BM の他のパートナー弁護士が行った議論を否定する内容の仲裁判断に署名できるよう、A 氏は、BM の世界的仲裁慣行を調整できるのか、正当な疑いを生じさせるものである。

ICSID は、以下の理由により、第三者は、A 氏の不偏性の欠如を疑うであろうとし

¹⁰⁰ Khawar Qureshi QC “Conflict of Interest in International Arbitration: An Overview” Wildy, Simmonds & Hill Publishing (2016), p.149

¹⁰¹ Id. pp.150-151

¹⁰² Id. pp.152-154

¹⁰³ Id. p.13

て、忌避を認めた：

- ・ BM において世界的仲裁慣行委員会が存在し、A 氏の報酬が主として Longreef 案件によって定まること；および、
- ・ A 氏は、本件と係属中の Longreef 案件との論点が同様であることから、同様の判断をされると思われること。

(5) Burlington Resources Inc. v Republic of Ecuador (ICSID CASE No. ARB/08/5) (13 December 2013)¹⁰⁴

2008 年 8 月 4 日、フレッシュフィールズ・ブラックハウス・デリンジャー法律事務所（以下「フレッシュフィールズ」）に代理された Burlington Resources Inc.（申立人）は、Professor Francisco Orrego Vicuna（以下「O 氏」）を仲裁人として指名し、同年 11 月 4 日、仲裁廷が構成された。

2010 年 6 月 2 日、仲裁廷は管轄についての判断を下し、O 氏は、反対意見を付記した。

2012 年 12 月 14 日、仲裁廷は責任についての判断を下し、O 氏は、反対意見を付記した。

2013 年 7 月 24 日、被申立人（エクアドル）は、以下の理由により、O 氏の忌避を申し立てた：

- ① O 氏は、2007 年～2013 年の間に、フレッシュフィールズから 8 回指名されている。
- ② O 氏は、上記の事実の開示義務に違反した。
- ③ O 氏は、仲裁の過程において、エクアドルに対して露骨に不公平な態度を示した。

ICSID は、上記①および②については、エクアドルが適時に忌避申し立てをしたかどうかについて以下のように分析した¹⁰⁵。

ICSID 条約および規則には、忌避の申し立てについて、何日以内になされるべきかについての日数の特定はなされていない。よって、忌避の申し立ての適時性については、ケース・バイ・ケースの判断によるべきである。過去のケースにおいては、忌避申し立て事由を知ってから 10 日以内に申し立てたのは適時であるとしたケースがある一方、53 日以内～8 カ月後に申し立てたのは適時でないと言われた複数のケースがある。

本件において、エクアドルは、8 回の指名のうち 4 回については、2011 年 6 月の時点で認識していた。更に、2012 年 10 月、2013 年 1 月、および、2013 年 2 月に更なる指名についての情報が公知となった。これらの各ケースについての情報は、2013 年 3

¹⁰⁴ Decision on the Proposal for Disqualification of Professor Francisco Orrego Vicuna, p.1, <https://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/italaw3028.pdf> last visited as of 6 January 2019

¹⁰⁵ Id. p.16

月7日までには、ICSIDのウェブサイトで公開されたことには疑いの余地はない。

以上に鑑みれば、エクアドルは忌避の申立てを行った2013年7月24日よりももっと早く、忌避の申立てを行うために必要な、指名の繰り返しおよび開示義務違反についての十分な情報を有していた。よって、エクアドルの忌避申し立ては適時にはなされなかった。

以上のように、上記①および②については否定されたが、ICSIDは上記③について忌避申し立ては適時であると認定し、O氏の忌避を認めた。

尚、ICSIDは、2004年ガイドラインが過去のケースにおいて有益であったことを認めつつ、ICSIDの忌避判断を拘束するものではなく、ICSIDの忌避判断はICSID条約に基づいて行われると述べている¹⁰⁶。

(6) CC/Devas(Mauritius) Ltd., Devas Employees Mauritius Private Limited and Telecom Devas Mauritius Limited v. India, UNCITRAL (Sep 30, 2013)¹⁰⁷

上記(5)と同じ仲裁人O氏に関連する判断としてUNCITRALから上記の判断が出されているのでここで紹介する。

被申立人のインドから、O氏の仲裁人指名は、不偏性に正当な疑いを生じさせるものであるという理由でO氏の忌避が申し立てられた。

O氏は本件と同様な論点（投資協定におけるessential security clauseの解釈）につき過去3件のICSID投資仲裁案件の仲裁人をしており、その当時と同様の見解を有していることが出版された論考から明らかになっていることから、同氏の忌避が認められた。

(7) Caratube International Oil Company LLP and Devincci Salah Hourani v Republic of Kazakhstan (ICSID CASE No. ARB/13/13) (20 March 2014)¹⁰⁸

カザフスタンから指名された仲裁人（Mr. Bruno Boesch）について、申立人からの忌避申し立てが認められたケースである。

忌避が認められた理由は以下のとおりであった：

- ・同仲裁人は、本件仲裁と事実関係および法律問題が共通している別の仲裁においてカザフスタンを代理する弁護士事務所から選任されて仲裁人を務めていた。合理的な第三者から観れば、彼は本件仲裁において、別の仲裁についての事実に基づく法律判断をする恐れがある。

¹⁰⁶ Id. p.15

¹⁰⁷ Decision on the Respondent's Challenge to the Hon. Mark Lalode as Presiding Arbitrator and Prof. Francisco Orrego Vicuna as Co-Arbitrator
<https://www.italaw.com/sites/default/files/case-documents/italaw3161.pdf>
last visited as of 6 January 2019

¹⁰⁸ Qureshi, supra note 100, pp.159-162

また、他の2名の仲裁人との知見にギャップが有り過ぎ、仲裁人3名間のバランスを失する。

- ・同仲裁人は、本件仲裁と事実関係および法律問題が共通している別の仲裁においてカザフスタンを代理する同一の弁護士事務所から選任された点は大きな問題ではない。

3. LCIA の判断例

(1) 序

LCIA は、仲裁人の忌避について、当事者に理由を示して判断を開示している唯一の仲裁機関であると言われている¹⁰⁹。

2011年、LCIA は、1996年～2010年の間において仲裁人の忌避が申し立てられた例28件（そのうち忌避が認められたのは6件）の概要を開示した¹¹⁰。

忌避が認められた6件のうちの3件は、正当な疑いを生じさせる専門的／ビジネス／社会的関係によるものであった。

また、その他の3件は、仲裁人の不適切な行為によるものであった。

以下では、利益相反に関連する前者の3件（(2)、(3)および(4)）について検証する。

(2) LCIA Reference No. UN96/X15, Decision Rendered 29 May 1996¹¹¹

本件は、UNCITRAL 仲裁規則に基づく LCIA による仲裁人の指名について問題となったケースである。LCIA に対して、以下の理由で忌避が申し立てられた。

- ・問題となった仲裁人の法律事務所は、被申立人の関連会社を代理していた、
- ・この仲裁人の法律事務所は、また、本件仲裁の主題となった資産譲渡について被申立人の関連会社を代理していた。
- ・この仲裁人は、被申立人の代理人から仲裁人候補者としてインタビューを受け、本件仲裁の証人候補者でもあった。

LCIA は、イングランド仲裁法（1996年）および UNCITRAL Rules に基づき、忌避を認めた。その際、LCIA は、イングランド仲裁法（1996年）および UNCITRAL Rules の忌避基準は同一であろう、と解釈していた。

この仲裁人の法律事務所は、本件仲裁とは関係ない主題に関して、被申立人の関連会社を代理していたが、LCIA は、それでも忌避が妥当、と判断した。

(3) LCIA Reference No. 9147, Decision Rendered 27 January 2000¹¹²

本件は、申立人が被申立人により指名された仲裁人の忌避を申し立てたケースである。

¹⁰⁹ Walsh, supra note 46, p.1

¹¹⁰ Qureshi, supra note 100, p.20

¹¹¹ Id.

¹¹² Id. p.21

問題となった仲裁人がパートナーを務める弁護士事務所は、以前、本件仲裁の仲裁条項の交渉において、被申立人を代理していた。この仲裁人は、被申立人の契約には関与しておらず、また、当該事務所が法的サービスを提供していた時点では、パートナーにはなっていなかった。

しかしながら、仲裁人自身が交渉に関与していなくとも、仲裁人がパートナーを務める弁護士事務所が本件仲裁に関わる契約についての助言を被申立人にしてきたことは、仲裁人としての「独立性」に問題ありとして、LCIA は、忌避を認めた。

(4) LCIA Reference No. 81160, Decision Rendered 28 August 2009¹¹³

問題となった仲裁は、申立人の保険請求によって開始された。

このケースでは、被申立人が指名した仲裁人に対し、申立人が忌避を申し立てた。

問題となった仲裁人は、被申立人の弁護士から過去 5 年間に多くの指示を受けていたこと、および、過去 3 年間に被申立人に対して複数の助言をしていたことが問題ありとされた。

LCIA は、LCIA Rules、イングランド仲裁法（1996 年）および IBA ガイドラインに基づき、忌避を認めた。

保険業界というニッチな市場において、同じ代理人によって異なる当事者のために定期的に指名されていたこと自体は、正当な疑いを生じさせないが、一方当事者の代理人とのビジネス関係があり、かつ、別件で一方当事者の代理人を務めていることが、忌避を認めた理由であった。

4. SCC の判断例

UNCITRAL 仲裁についての SCC の決定で仲裁人の忌避を認めた例がある¹¹⁴。

このケースは、ロシアの一方当事者（被申立人）が選任した仲裁人に対し、米国の他方当事者（申立人）が忌避を求めた事例である。

申立人は、i) 当該仲裁人が取締役を務めている大会社と被申立人が密接な関係にあること、ii) 当該仲裁人が被申立人に法的助言を与えたことは 2004 年ガイドラインに照らせば、仲裁人としての公平性に合理的な疑いを生じさせること、iii) 当該仲裁人が属する法律事務所のパートナーが被申立人の法的助言者であったこと、iv) 当該仲裁人が属する法律事務所が被申立人からアパートメントの使用権を供与されていたこと、および、v) 当該仲裁人が判事をしてきた訴訟の当事者が被申立人と密接な関係にあったこと、を忌避の理由とした。

¹¹³ Id. p.22

¹¹⁴ Niklas Lindstrom “Challenges to Arbitrators – Decisions by the SCC Board during 2008 -2010” p.12-14

被申立人は、i) 当該仲裁人が取締役を務めている大会社の所有者と被申立人は密接な関係にないこと、ii) 当該仲裁人が被申立人に与えた法的助言はプロボノ・ベースであり本件仲裁とは関係ないこと、iii) 当該仲裁人が属する法律事務所のパートナーが被申立人の法的助言者であったのは10年以上前であり、2004年ガイドラインのレッド・リストまたはオレンジ・リストにあたらないこと、iv) 当該仲裁人が属する法律事務所が被申立人から供与されたアパートメントの使用権は重大な経済的メリットはなかったこと、および、v) 当該仲裁人が判事をしていた訴訟の当事者は被申立人ではなかったこと、を反論として挙げた。

SCCの委員会は、双方の主張を聞いたうえで、この仲裁人に忌避を認めた¹¹⁵。

5. 欧州の裁判例

(1) J&P Avax SA v Societe Tecnimont SPA¹¹⁶

本件は、第4章5.(4)で紹介したケースであるが、2009年以降も継続中である。国際仲裁人のコンフリクトについて、フランスの2つの高等裁判所および同国最高裁判所を巻き込んで長年争われているケースであり、注目に値する。

(a) 事案

イタリアの元請負者テクニumont社とギリシャの下請負者エイベックス社は、ギリシャでのポリプロピレン・プラント工事につき、建設下請負契約を締結した¹¹⁷。

両社の間で紛争が起こり、2002年8月、テクニumont社はパリにおいてエイベックス社に対し、ICC規則に基づく仲裁を提起した¹¹⁸。

テクニumont社は、エイベックス社の工事遅延につき、同社に17.4百ユーロを請求し、エイベックス社はテクニumont社に対し、28.5百ユーロの反対請求を行った¹¹⁹。

2007年7月の仲裁審理中、エイベックス社の代理人は、ある国際会議のプログラムから、この仲裁の首席仲裁人の属する大規模法律事務所とテクニumont社の間に関与していた取引があったことを見出し、同年9月14日、首席仲裁人の忌避を申し立てた。

この忌避申し立ては、ICC規則の定める期限（忌避事由の疑いを知った時から30日以内）が過ぎてからなされた。

同年10月、ICC仲裁裁判所は、時期に遅れた主張であるとして、忌避を否定した。

同年12月10日、仲裁廷は、4ヶ月の工事遅延につき、エイベックス社に75%の責任、

¹¹⁵ Id.

¹¹⁶ Clement Fouchard “Technimont Saga: Episode V – The Paris Court Strikes Back” <http://arbitrationblog.kluwerarbitration.com/2016/08/03/tecnimonsaga-episode-v-the-paris-court-strikes-back/> last visited as of 5 December 2018

¹¹⁷ Marie Tecnimont 2018 Half-Year Report, at 49, <https://www.mairetecnimont.com/sites/default/files>, last visited as of 6 January 2019

¹¹⁸ Id.

¹¹⁹ Id.

テクニモン社に 25%の責任を認める部分的判断を下した¹²⁰。

2008年12月28日、エイベックス社は、パリにおいて、当該仲裁判断の無効を申し立てる手続きを開始した。

この間に、首席仲裁人とテクニモン社の関係会社との関係について、諸々の事実が明らかになり、長い物語が幕を開けた¹²¹。

(b) パリの高等裁判所の判断—第1幕

パリの高等裁判所に対して、エイベックス社は、以下の2つの理由によって ICC の仲裁判断は取り消されるべきだと主張した¹²²：

第1に、首席仲裁人は、彼の属する法律事務所とテクニモン社グループとの関係についての完全かつタイムリーな開示をしなかったこと。

第2に、首席仲裁人の属する法律事務所とテクニモン社グループとは以下のような関係があったこと：

- (1) 2002年末に首席仲裁人に指名される2~3カ月前まで、彼の法律事務所は、テクニモン社の親会社のために業務をしており、2005年に至って、この親会社のクライアント・アカウントを閉じた。
- (2) 首席仲裁人が勤務していた当該法律事務所パリ・オフィスは、テクニモン社の100%子会社であるフランス裁判所に係属中の事件において、2004年から、この子会社の代理をしていた。
- (3) 同法律事務所パリ・オフィスは、テクニモン社の100%子会社に税務面での助言をしていた。
- (4) 同法律事務所マドリッド・オフィスの弁護士は、同じテクニモン社の100%子会社が当事者である仲裁において、単独仲裁人を務めていた。
- (5) 同法律事務所北京オフィスの弁護士は、中国でのプロジェクトに関し、テクニモン社およびその100%子会社に助言していた。
- (6) 2005年以来、テクニモン社は、首席仲裁人の法律事務所の別のクライアントに支配されていた。

2009年2月12日、パリの高等裁判所は、上記全ての事象を考慮のうえ、利益相反を認定して仲裁判断を取り消した¹²³。

上記の法律事務所は、業務に対するフィーとして、テクニモン社グループから総計116,000米ドルを受け取っていた¹²⁴。

¹²⁰ Id.

¹²¹ Fouchard, *supra* note 116

¹²² Karel Daele “Challenge and Disqualification of Arbitrators in International Arbitration” *Kluwer Law International BV* (2012), p.340

¹²³ Id.

¹²⁴ Id. p.341

(c) フランス最高裁判所の判断—第2幕

テクニモン社が上告し、フランスの最高裁判所は、2010年11月4日、パリ高等裁判所の決定を覆した。

同裁判所は、エイベックス社が利益相反にあたる主要な事実に気づいたのは、ICC 仲裁裁判所に忌避申し立てをする前であったと認定した¹²⁵。

一方、この最高裁判所の判断を受けて、仲裁廷は、仲裁を見直すことを決めた¹²⁶。

(d) ランス高等裁判所の判断—第3幕

本件の移送を受けたランスの高等裁判所は、2011年11月2日、仲裁人が利害相反事由を開示しなかったことを理由に再び ICC の仲裁判断を取り消した。同裁判所は、仲裁人の開示義務が、仲裁手続中、いかなる時期にも継続していることを強調した。

同裁判所はまた、ICC 仲裁裁判所が忌避を否定した決定は、判決と異なり、既判力を有しない、とした。よって、同裁判所は、ICC 仲裁裁判所の決定に拘束されない、とした。更に、同裁判所は、エイベックス社が首席仲裁人の独立性に疑問を投げかける新たな忌避事由を見つけた時点で新たな忌避申し立てを ICC 仲裁裁判所に対してしなかったからといって、仲裁判断の取消訴訟を提起することができなくなることはない、とした。

この判断は、ICC 規則の軽視ではないかという批判もある。

また、このケースは、仲裁人の偏向に関して、仲裁地の裁判所が最終的な判断者であることをあらためて思い起こさせるものである¹²⁷。

このような裁判例は多くはないが、それらの積み重ねによって、仲裁人の行動に関する国際仲裁コミュニティの基準に高められていくこととなる¹²⁸。

(e) 再びフランス最高裁判所の判断—第4幕

2014年6月25日、フランスの最高裁判所は、ランス高等裁判所の決定を覆した。但し、覆したのは、ICC 仲裁裁判所の決定は、既判力を有しないという部分のみであった。同裁判所は、仲裁人が開示すべき事実の範囲について判断をしなかった。

この点について、残念であるという意見がある。

ICC 仲裁裁判所の決定について、同裁判所は、ICC 仲裁裁判所に忌避申し立てをしなかったならば、後に裁判所で同様の申し立てをする権利を放棄したものと判示した。

よって、ランス高等裁判所は、エイベックス社が主張した事実および背景を検証すべきであったとされた。

この最高裁判判断については、当事者が選択した仲裁規則にあらためて強い拘束力を認めたものと肯定的に評価する意見もある。

¹²⁵ Fouchard , supra note 116

¹²⁶ Marie Tecnimont 2018 Half-Year Report, supra note 117

¹²⁷ Rogers, supra note 23, p.252

¹²⁸ Id.

当事者および代理人にとって、この判断は、忌避の事由となる仲裁人の独立性・不偏性に疑問を投げかける事実を見つけた場合、直ちに申立てを行わねばならない、という教訓になるものであろう。

(f) パリの高等裁判所の判断—第5幕

2016年4月12日、本件が移送されたパリの高等裁判所は、仲裁判断を肯定した。理由は以下のとおりであった：

- (1) 30日間の期限後にエイベックス社が発見した事実は公知の事実であった。
- (2) 上記の事実、特に、首席仲裁人の法律事務所がテクニumont社に請求した金額、および、テクニumont社の完全子会社のために扱った事件数は、同仲裁人の独立性・不偏性に疑問を投げかけるような重大な影響はなかった。
- (3) 2005年に、テクニumont社の親会社の支配権を取得したフランス電力社（EDF）が首席仲裁人の法律事務所のクライアントのうちの一つであったという事実のみによって、同仲裁人の独立性・不偏性に合理的な疑問は生じない。
- (4) エイベックス社が ICC 仲裁裁判所に最初に申し立てた忌避は、30日間の期限後であった。

上記、パリ高等裁判所の理由について、各裁判所の判断の変遷を踏まえた以下のようなコメントがなされている¹²⁹。

- (1) 仲裁人と一方当事者との結びつきについては、他方当事者に検証する責任が移っているように思われる。
- (2) 首席仲裁人の独立性・不偏性に疑問を投げかけるような事実の有無についての判断に際しては、客観的なアプローチが取られている。更に、同裁判所は、新しい証拠の「強さ」すなわち、新しい証拠は、独立性・不偏性に関する疑問を増大させるような重大性があったかどうか、という新たな要件を付け加えたように思える。
- (3) 2005年に、テクニumont社の親会社の支配権を取得したフランス電力社（EDF）が首席仲裁人の法律事務所のクライアントのうちの一つであったという事実のみによって、同仲裁人の独立性・不偏性に合理的な疑問は生じない。
- (4) ICC 仲裁裁判所への申し立て期限（30日間）は守られねばならない。かかる期限を守らない当事者は、忌避申し立ての権利を放棄したものと見なされる。

(g) 三度、フランス最高裁判所へ—第6幕

このケースは、エイベックス社の上告によって、三度、フランス最高裁に係属することになった¹³⁰。

¹²⁹ Fouchard, *supra* note 116

¹³⁰ *Id.*

一方、仲裁廷は、仲裁手続きの再開を決定したが、渦中の首席仲裁人は、病気で辞任し、新たな首席仲裁人が選任された¹³¹。

仲裁廷は、2017年5月の審理を経て、エイベックス社の残余請求を全て棄却する部分判断を下した¹³²。新仲裁廷の最終仲裁審理は、2018年2月に行われた。

フランス最高裁判所の判断、および、仲裁廷の最終判断が待たれるところである。

残念なことは、本件は2002年の仲裁提起から16年、2007年の仲裁人忌避申し立てから数えても既に11年が経過しているということである。

一方当事者が国際的な大企業である事案につき、大規模な法律事務所の弁護士が仲裁人に選任されると、事実の確定だけでもたいへんな作業になることが、良くわかる事例である。

(2) イングランド&ウェールズの判例

(a) 序

イングランド仲裁法（1996年、以下「AA1996」という。）第33条は、仲裁廷が公平かつ中立に行動すべき一般的な義務を課している¹³³。

AA1996第24条は、仲裁の当事者が仲裁人の忌避を申し立てた場合の忌避認容の要件および効果（イングランド裁判所による仲裁人の罷免）について定めている¹³⁴。

同条第(1)項(a)号は、忌避の要件の第一を以下のように定めている：

「彼の不偏性について正当な疑いを生じさせるような状況が存在する場合」¹³⁵

このAA1996第24条について、イングランド裁判所には多くの判例の蓄積がある¹³⁶。

特に、2002年のPorter v Magill [2002]AC357 は、コモン・ロー上、仲裁人の罷免について、以下の基準を確立したものとされる：

「公平かつ十分な情報を得た第三者が、事実関係を十分に検討した結果、仲裁廷が偏向している現実的な可能性がある、と結論づけた場合」

上記判例に続く判例として、ASM Shipping Ltd of India v TTMI Ltd of England [2005]WWHC2238 (Comm) が有名である。この判例については、IBA ガイドラインに言及しているので、第4章5.(5)において紹介した。

以下、Porter v Magill [2002]AC357 で確立されたと言われる、仲裁人の罷免基準の適用例を観る。

特にイングランドでは、2016年前半に2つの重要な判断がなされている¹³⁷。

¹³¹ Id.

¹³² Id.

¹³³ Qureshi, supra note 100, p.29

¹³⁴ Id.

¹³⁵ <https://www.legislation.gov.uk/ukpga/1996/23/section/24>, last visited as of 20 December 2018

¹³⁶ Qureshi, supra note 100, p.31

¹³⁷ Ned Beale, James Lancaster et. al., “Removing an Arbitrator: Recent Decisions of

そのうち、バイアス（偏向）の外観が認められ、仲裁人の忌避が認められた判例を以下(d) で検討するが、その前に、上述した Porter v Magill [2002]AC357 の延長線上にあるケースを、以下、(b) および(c)で紹介する。

(b) A v B [2011] EWHC 2345 (Comm) (15 September 2011)¹³⁸

本件訴訟は、仲裁審理が終了し仲裁判断が出される直前に、仲裁人が以下の事実を当事者に開示したケースであった：

この仲裁人は、本件と全く関係なく進行中の別件の訴訟について、この仲裁の一方当事者のソリシターから説明を受けていた。この別件訴訟は、本件仲裁の仲裁人がパートナーを務めている法律事務所の別のパートナーによって遂行されていた。

この仲裁人は、「unconscious bias（無意識の偏向）」を有していたこと、および、かかる状況の開示が遅延したことは、AA1996 第 68 条の「重大な違反」にあたることを理由として、忌避の申立がなされた。

本件訴訟の裁判官（Mr. Justice Flaux）は「仲裁人が、過去のケースかと進行中のものかと問わず、別件の訴訟において、本件仲裁に係るソリシターの一法律事務所のために代理人を務めたことだけをもって、無意識の偏向があったという現実的可能性はない。あらゆる状況を勘案した結果、本件仲裁人が弁護士としての関与を開示しなかったことにより、apparent or unconscious bias（偏向の外観または無意識の偏向）が生じる現実的な可能性は生じなかった。」と判示して、忌避の申立てを却下した。

イングランド法においては、actual bias（現実の偏向）と、apparent bias（偏向の外観）とが区別されている¹³⁹。

仲裁人が一方当事者に対して現実に偏向している、という事実を、調査し、主張・立証することは困難である¹⁴⁰。

そこで、イングランドの判例においては、現実の偏向そのものではなくて、偏向の可能性を生じさせるような事実に基づき、偏向の外観があるかないか、が論点となることが多いのである¹⁴¹。

(b) Sierra Fishing Co v Farran [2015] EWHC 140 (Comm) (30 January 2015)¹⁴²

本件は、レバノン人の銀行家ファレン氏（以下「ファレン氏」）および、あるイラク人（以下「X氏」）が、水産物会社シエラ社（以下「シエラ社」）に提供した

the English Court on Apparent Bias in International Arbitration” (2016) 34(2) ABA Bulletin, 322

¹³⁸ Qureshi, supra note 100, p.33

¹³⁹ Baele, supra note 137, p.322

¹⁴⁰ Id.

¹⁴¹ Id.

¹⁴² Qureshi, supra note 100, p.33

ローンに関するケースである¹⁴³。

ファレン氏および X 氏（被申立人）が選任した単独仲裁人（レバノン人の弁護士）に対して以下の理由でシエラ社から忌避が申し立てられた：

- ① この仲裁人は、ファレン氏が代表を務めていた銀行に雇われていた。
- ② この仲裁人の父親は、この銀行のために働いている。
- ③ この仲裁人の父親は、被申立人の個人的事項につき被申立人を代理し、収入を得ている。
- ④ この仲裁人は、自らの父親の法律事務所に経済的利益を有している。

ポップルウェル判事は、以下の 3 つの理由から、忌避を認めた：

- i) この仲裁人は、ファレン氏および X 氏の訴訟について助言を行っており、この仲裁人の法律事務所はファレン氏から収入を得ていた。
- ii) この仲裁人は、ファレン氏および X 氏の契約交渉につき助言を与えていた。
- iii) この仲裁人は、忌避の申し立てを受けてから、ファレン氏および X 氏寄りであった。

同裁判所は、この判断に至る過程で、2014 年改正ガイドラインを適用し¹⁴⁴、本件は放棄不可能なレッド・リストに該当すると結論づけた。

(c) *W ltd v M Sdn Bhd*¹⁴⁵ [2016] EWHC 422 (Comm) (2 March 2016)¹⁴⁶

<事案>

本件は、イラクのプロジェクトに関し、M 社が W 社に対して LCIA 規則に基づく仲裁を提起したケースである。

まず、カナダの弁護士 Mr. David Haigh, QC が単独仲裁人として選任された。この仲裁人の選任時に、仲裁人の所属する弁護士事務所は、Q 社にリーガルサービスを提供していた。

その後、Q 社は、M 社の親会社を買収された。

Q 社が買収されたことは広く知れ渡っていたが、仲裁人の所属する弁護士事務所のコンフリクト・チェック・システムによって、この買収の事実が Mr. David Haigh, QC に伝達されることはなかった。

従って、Mr. David Haigh, QC は、仲裁当事者に、Q 社と M 社の親会社が同じである事実を開示することはなかった。

¹⁴³ Id, p.34

¹⁴⁴ Baele, supra note 137, p.324

¹⁴⁵ Case Analysis by Westlaw UK 2017 (Sweet & Maxwell)にダイジェストがある。

¹⁴⁶ 唐津恵一「仲裁人に関する利益相反事由の開示義務違反と仲裁判断の取消」ジュリスト No.1516 (2018 年 3 月) 101 頁にて、この判例は、仲裁判断の取消を認めなかったケースとして紹介されている。

その後、Mr. David Haigh, QC は、M 社に有利な仲裁判断を下した。

W 社は、当該仲裁判断の取り消しを求めて提訴した。

W 社の申し立ての根拠は 1996 年イングランド仲裁法第 68 条に基づき、仲裁人の偏向があったとするものである。特に、W 社は、Q 社と M 社の親会社が同じであることは、2014 年改正ガイドラインの”Non-Waivable Red List”のカテゴリー (1.4) に分類されるので、偏向の外観 (apparent bias) がある、と主張した¹⁴⁷。

< 偏向の疑いの有無 >

本件の両当事者は、偏向の疑いの有無の基準は、上記(a)で紹介した House of Lords decision of Porter v Magill¹⁴⁸に拠ることに合意した。

イングランドの高等裁判所ノーレス判事は、Mr. David Haigh, QC が、Q 社にリーガルサービスを提供したという事実がうかがえない、とした。また、Mr. David Haigh, QC は、仲裁当事者に、Q 社と M 社の親会社と同じである事実を開示することができなかったのは、弁護士事務所のコンフリクト・チェック・システムの不備に因ると認定した。よって、本件単独仲裁人の偏向の有無について、House of Lords decision of Porter v Magill に従って、偏向なし、と判断した。

< IBA ガイドラインの検証・評価 >

本件を担当したイングランドの高等裁判所ノーレス判事は、本件単独仲裁人の偏向の有無について、2014 年改訂ガイドラインの”Non-Waivable Red List”を適用せず、House of Lords decision of Porter v Magill に従って、偏向なし、と判断した。

しかし、一方、ノーレス判事は、2014 年改正ガイドラインを判決の付属文書としたうえで、この判決の中で、2014 年に改訂された IBA ガイドラインの検証を詳細かつ慎重に行っている。

彼は、”Non-Waivable Red List”1.4 および一般基準 2(d)が”categoric position”であると指摘し、これは、ケース・バイ・ケースのアプローチを許容する一般基準 6(a)と対立するものであると批判する。そして、これが、2014 年改訂ガイドラインの弱点ではないか、と論評している¹⁴⁹。

すなわち、上記 1.4 は、仲裁人の事務所が、当事者またはかかる当事者の関係会社に対して定期的に助言をしているが、当該仲裁人自身は助言をしていない状況を含んでいる。

他方、”Waivable Red List”に挙げられた以下の場合には、より深刻な利益相反が潜在していると批判する：

¹⁴⁷ Case Analysis by Westlaw UK., supra note 144, p.1

¹⁴⁸ [2001]UKHL 67; [2002] 2 AC 357

¹⁴⁹ W ltd v M Sdn Bhd [2106] EWHC 422 (Comm) (2 March 2016), p.5

- 5.1.1 仲裁人が、紛争に関して一方の当事者またはその関係会社に、法的な助言を行い、または専門的意見を提供したことがある。
- 5.1.2 仲裁人の近親者が、紛争の結果に重大な財務上の利害を有する。
- 5.1.3 仲裁人またはその近親者が、紛争に敗れた当事者の側において遡求の責任を負う可能性がある第三者との間に、親密な関係を有する。

すなわち、より深刻でない利益相反の場合に、当事者の同意があっても仲裁人が辞任しなければならないとする”Non-Waivable Red List”¹⁵⁰1.4 は、柔軟性に欠けるという批判であると理解される。

しかしながら、そもそも IBA 仲裁委員会が警告しているように¹⁵⁰IBA ガイドラインは、確固たる常識をもって、不当に形式的な解釈なしに適用されるべきものである。

その意味で、ノーレス判事の IBA ガイドラインの検証、そしてコモン・ローに則ったケース・バイ・ケースのアプローチは、大いに参考になるのではなかろうか。

第 6 章 国際仲裁人の利益相反に関する日本の判例

1. 序

日本においては、仲裁人の公正性に言及している裁判所の判断は少ないと言われている¹⁵¹。

しかし、近時、国際仲裁人の利益相反を理由に仲裁判断の取消しが論点となったケースが最高裁判所まで争われ、注目を集めているので、これを分析する。

2. 事案の要旨

公開されている最高裁判所決定¹⁵²および大阪高等裁判所決定¹⁵³によれば、本件事案の要旨は以下のとおりである。

2002 年 10 月、米国人であるプレム・ウェアハウス・エルエルシー（以下「P 社」）は、三洋電機空調株式会社（以下「三洋」）及びシンガポール法人サンヨー・エアー・コンディショナーズ・マニュファクチュアリング・シンガポール・ピーティーイー・エルティイーディーとの間で空調機器の売買契約を締結した。この契約には、当事者間に生じた紛争の解決を、JCAA の商事仲裁規則に従って、仲裁地を大阪府として 3 人の仲裁人に委ね、かつ、その判断に服する旨の約定があった。

2011 年 4 月、三洋はパナソニック株式会社の完全子会社となった。

2011 年 6 月、三洋は P 社等に対し JCAA に仲裁手続きを申し立てた（以下「本件仲裁」）。

¹⁵⁰ 2014 年改正ガイドライン・前掲注 90・Paragraph 6 of Introduction

¹⁵¹ 芳賀雅顯「仲裁人に関する利益相反事由の開示義務違反と仲裁判断の取消し」JCA ジャーナル 2016 年 4 月号 60 頁 注(1)

¹⁵² 平成 28 年（許）第 43 号 仲裁判断取消申立て棄却決定に対する抗告審の変更決定に対する許可広告事件 平成 29 年 1 月 12 日 第三小法廷決定

¹⁵³ 平成 28 年 6 月 28 日 大阪高等裁判所第 4 民事部決定

但し、両当事者間の最初の法的紛争は、P社が米国で提起した訴訟であった旨、三洋の代理人から報告されている¹⁵⁴。この訴訟は、テキサス州の連邦裁判所で提起されたが、本件仲裁が提起されたことにより、停止されている¹⁵⁵。

本件仲裁の仲裁人として、2011年9月20日までに、Aほか2名が選任された。

Aは、キング・アンド・スパルディング法律事務所（以下「K&S」）のシンガポールオフィスに所属する弁護士であった。

Aは、同日付で、「K&Sの弁護士は、将来、本件仲裁事件に関係性はないけれどもクライアントの利益が本件仲裁事件に関係しない案件において、本件仲裁事件の当事者及び／又はその関連会社に助言し又はそれらを代理する可能性があります。私は、本件仲裁の係属中、かかる職務に関与しまたはかかる職務の情報を与えられることはありませんし、また、かかる職務が、本件仲裁の仲裁人としての私の独立性または公正性に影響を与えることはないと考えています。」との記載のある表明書（以下「本件表明書」）を作成し、これをJCAAに提出した。

弁護士であるBは、Aが本件仲裁の仲裁人に選任された時点ではK&Sに所属していなかったが、遅くとも2013年2月20以降、K&Sのサンフランシスコ・オフィスに所属している。

サンフランシスコでは、三洋と同じくパナソニック株式会社を完全親会社とする米国人パナソニック・コーポレーション・ノース・アメリカを被告として、米国カリフォルニア州北部地区連邦地方裁判所に係属するブラウン管に関する反トラスト法訴訟（以下「本件クラスアクション」）が提起されていた。

本件クラスアクションにおいて、K&Sに所属するBがパナソニック・コーポレーション・ノース・アメリカの訴訟代理人を務めていた（以下「本件事実」という）。Aほか2名の仲裁人の合議体である仲裁廷は、2014年8月11日、仲裁判断をした（以下「本件仲裁判断」）。

Aは、本件仲裁判断がされるまでに、三洋およびP社ら、本件仲裁の当事者に対し、上記、本件事実を開示しなかった。

3. 大阪地決平成27（2015）年3月17日（原決定）

P社は、仲裁人に利益相反事由の開示義務違反があるとして、仲裁法44条1項6号に定める取消事由があるなどと主張して、仲裁判断の取消しを求めた¹⁵⁶。

大阪地方裁判所は、本件クラスアクションにおいてK&Sに所属するBがパナソニック・コーポレーション・ノース・アメリカの訴訟代理人を務めているという事実は、Aの仲裁人としての公正性又は独立性に疑いを生じさせるおそれのある事実（仲裁法18条4

¹⁵⁴ Morrison & Foerster LLP “Japanese Supreme Court Issues Precedent-Setting Decision Interpreting the Japan Arbitration Act” Lexology (March 19, 2018)

¹⁵⁵ <https://www.mofo.com/people/louise-stope.pdf> last visited as of August 28, 2018

¹⁵⁶ 芳賀、前掲注151、55頁

項及び規則 28 条 4 項) に該当すると解する余地がある、とした。

しかし、①A はK&S のシンガポールオフィスに所属する弁護士であるのに対し、B はサンフランシスコに所属する弁護士であって、両弁護士の間には本件クラスアクションに関する情報交換等の交流があったというような事実は窺われないこと、②本件仲裁と本件クラスアクションは事案および当事者を異にし、関連性もないこと、③A 自身は本件クラスアクションに関与しておらず、K&S に所属する弁護士が本件クラスアクションに関与していることを含め、本件クラスアクションに関する情報に接することはなかったこと、以上の事実が認められる、とした。

更に、これらの事実に鑑みれば、A の仲裁人としての公正性又は独立性を疑うに足る相当な理由がある (仲裁法 18 条 1 項 2 号) に該当するのが本件事実を開示しなかったことが「開示義務違反 (仲裁法 18 条 1 項 4 号) とまでは認められないから、同事実をもって、A につき仲裁人としての忌避事由が存在したということとはできず、また、同事実の存在が本件仲裁判断の結論に影響を及ぼしたとも認められない、とした。

このことに加え、「A は、仲裁人に選任されるにあたり、JCAA に対して本件表明書をし、その中で、K&S 所属の弁護士が、将来、本件仲裁事件に関係しない案件において、本件仲裁事件の当事者及び/又はその関連会社に助言し又はそれらを代理する可能性があることを明らかにした上、A 自身は、は、本件仲裁の係属中、かかる職務に関与しまたはかかる職務の情報を与えられることはなく、このような職務が、本件仲裁事件の仲裁人としての独立性または公正性に影響を与えることはないと考えている旨を表明しているところ、P 社らは、これに対して何ら異議を述べなかったことも併せ考慮すれば、A が上記の事実を開示しなかったことが開示義務違反 (仲裁法 18 条 1 項 4 号) にあたるとしても、それによる瑕疵は軽微なものといえる。開示義務違反を理由に本件仲裁判断を取り消すことは相当ではない。」とした。

この決定に対しては、「開示義務違反に該当することの判断を避けているようにも読める。また、IBA ガイドラインに言及していない。」という批判がある¹⁵⁷。

しかしながら、仲裁人に開示義務違反があっても、それによる瑕疵は軽微なものである場合には、仲裁判断は取り消されないとし、仲裁人が開示しなかった事実の存在が仲裁判断の結論に影響を及ぼさなかったことが考慮されている¹⁵⁸、との肯定的な評価もある。

4. 大阪高決平成 28 (2016) 年 6 月 28 日 (抗告審決定)

P 社は、仲裁人に利益相反事由の開示義務違反があるとして大阪地方裁判所の決定および仲裁判断の取消しを求めた。

大阪高等裁判所は、B が訴訟代理人を務めているパナソニック・コーポレーション・ノ

¹⁵⁷ 同上、58 頁

¹⁵⁸ 中村達也「仲裁判断取消しの裁量棄却について」立命館法学 2015 年 5・6 号 (363・364 号) 426 頁

ース・アメリカを被告とする訴訟はカリフォルニア州連邦地方裁判所に係属する、ブラウン管に関する反トラスト法クラスアクション訴訟であり、本件事実は開示義務の対象となると認定した¹⁵⁹。

また「仲裁人が手間をかけずに知ることができる事実については、仲裁人には、開示のための調査義務が課されるべきである。」とした¹⁶⁰。

そして、本件事実については、**B**が**K&S**内において「コンフリクト・チェックを行うことにより、特段の支障なく調査することが可能であったというべきである。」とした¹⁶¹。

大阪高等裁判所は、**A**の開示義務違反を重大な手続上の瑕疵と認め、大阪地方裁判所の決定を取り消した上で、本件仲裁判断を取り消した¹⁶²。

この高裁決定については、利益相反に対して敏感に対応したとして評価する見解がある¹⁶³。

また、本事件では、仲裁人が開示しなかった事実は忌避事由に該当する可能性が極めて高いことを理由に、仲裁判断の取消を認めた抗告審の判断・結論に賛成するという見解もある¹⁶⁴。

他方、反対の見解も多い。たとえば結論について「仲裁判断の取消しを導いた本決定の論の運びは、いささか乱暴にすぎる」との見解がある¹⁶⁵。

本件事実は、IBAの2014年改正ガイドラインに照らせば、以下の2.3.6に該当する可能性がある：

「仲裁人の法律事務所が、現在、一方の当事者またはその関係会社との間で、重大な商業上の関係を有する。」（下線は筆者による。）

すなわち、**K&S**がパナソニックとの間で「重大な商業上の関係」有していたか、が問題となる。**K&S**のサンフランシスコ事務所が、ブラウン管に関する反トラスト法クラスアクション訴訟でパナソニックの関連会社を代理していたことから、商業上の利益を有していたことは認定できよう。しかし、問題は、かかる関係が「重大」であったか否かである。

「重大」であったことが認定されるためには、**K&S**の全世界およびサンフランシスコ事務所の売上と、パナソニックの関連会社から同事務所が受領したフィーを比較する等、数量的な検証が必要と思われる。その意味で、更なる事実調べなしに「本件事実は、IBA

¹⁵⁹ 大阪高等裁判所決定、前掲注 153、13 頁

¹⁶⁰ 同上、14 頁

¹⁶¹ 同上

¹⁶² 同上、17 頁

¹⁶³ 浜辺陽一郎「利益相反に敏感に、厳しくやるか、目くじらを立てずに済ませるか？」**WLJ**判例コラム（2016年9月26日）

¹⁶⁴ 高杉直「国際商事仲裁における仲裁人の開示義務違反と仲裁判断の取消」『市民生活と現代法理論』成文堂（2017年）264 頁

¹⁶⁵ 猪股孝史「仲裁人の開示義務違反を理由に仲裁判断を取り消した事例」**TKC** ローライブラリー新・判例解説 Watch◆民事訴訟 No.79（2016年12月9日）

の 2014 年改正ガイドラインの 2.3.6 に該当するものである」¹⁶⁶、と結論づけることはできないのではないか。

例えば、第 4 章で観た日本ヘラルド事件の米国第 9 巡回裁判所決定（2006 年）は、ビジネスの価値に言及した点で、仲裁人の属する会社と一方当事者の会社に重大な商業上の関係があるかどうかを意識して書かれたと思われる。但し、同決定は、問題となった映画の興行価値の高さが明らかであったので、定量的分析までは踏み込まなかったものと思われる。

しかし、同じく第 4 章で観た Amicor 事件に関し、米国第 2 巡回裁判所決定（2007 年）は、F 氏の会社が、Oxbow Industries と行った取引額 US\$275,000 は些細な金額ではない、と認定し、仲裁判断を取り消した連邦地方裁判所の判断を結論として肯定した。すなわち、同決定は、問題となった取引の定量的分析までは踏み込んで、利益相反を認定したのである。

また、第 5 章 5.(1)にて紹介した事例につき、パリ高等裁判所は、法律事務所が業務の対価として得たフィーの総計の具体的数値、116,000 米ドルを事実認定している（2009 年）。

K & S の売上は、2010 年の段階で US\$677.5m とされている¹⁶⁷。この金額は、1US\$=113 円で日本円に換算すれば、約 756 億円となる。とすれば、K & S は、パナソニック以外のクライアントからの売上も大きいと思われるので、パナソニックとの関係が「重大」であったか否か、金額的な事実認定が必要と思われる。

また、この控訴審決定には「なぜ、仲裁判断への影響の有無を考える必要もないほど重大な手続き上の瑕疵といえるのかについての検討がなされていない。」という指摘がある¹⁶⁸。

5. 最高裁決定平成 29（2017）年 12 月 12 日（最高裁決定）

三洋は、抗告審の決定に対し、大阪高裁に対して許可抗告の申立てをし、大阪高裁は、2016 年 7 月 25 日付で最高裁への抗告を許可した¹⁶⁹。

そこで、三洋は、最高裁判所に対して特別抗告を行った¹⁷⁰。

上記の許可抗告の申立てにおいて、三洋の代理人は、我が国の学説の状況のみならず、仲裁法がモデル法を基に起草されたものであることに鑑み、これに関する IBA（国際法曹

¹⁶⁶ 高杉・前掲注 164、258 頁

¹⁶⁷ <https://www.ranker.com/list/100-largest-law-firms-in-the-world/> last visited as of August 24, 2018, p.4

¹⁶⁸ 森下哲朗「日本商事仲裁協会の仲裁判断に対する取消申立てと開示義務違反」ジュリスト No.1505（2017 年 4 月 10 日）316 頁

¹⁶⁹ 寺澤幸裕「仲裁判断の取消」ジュリスト No.1503（2017 年 3 月）69 頁

¹⁷⁰ 同上

協会)のガイドラインとの解釈の整合性及びモデル法採用国における同種事案における各国の裁判状況との整合性を踏まえた説得的な議論を展開する必要があった、と述べている¹⁷¹。

最高裁判所は「仲裁人は、当事者に対し、仲裁法18条4項の事実の全部を開示すべき」とし、更に「仲裁人は、当事者に対し、仲裁法18条4項の事実の有無に関する合理的な範囲の調査により通常判明しうるものをも開示すべき義務を負うというべきである。」とした。

そのうえで「本件仲裁判断がされるまでにAが本件事実を認識していたか否かは明らかではない。また、K&Sにおいて本件事実が認識されていたか否やや、K&Sにおいて、所属する弁護士の間利益相反関係の有無を確認する態勢がいかなるものであったかについても判然としないことからすれば、本件仲裁判断がされるまでにAが合理的な範囲の調査をすることによって本件事実が通常判明し得たか否かも明らかではない。」とし、本件を原審に差し戻した¹⁷²。

仲裁判断の取消という抗告審の結論を是認しなかった点については、この最高裁判所決定は評価できる。

しかしながら、最高裁判所が、国際仲裁の運用現場において広く参照され、具体的な指針としての役割を果たしてきたIBAガイドラインを吟味して判断する姿勢を示すべきであったのではなからうか。第3章および第4章で詳しく検証したように、IBAガイドラインは、法的拘束力を有するものではないが、国際商事仲裁実務において、世界的に広く受け入れられており、公正性および独立性の判断を行う際に常に念頭に置かれているものだからである¹⁷³。

6. 考察

(1) 仲裁人の開示義務の対象範囲—公正独立阻害事由

そもそも仲裁法18条第4項は、当事者に対して仲裁人の忌避を申し立てるかどうかの判断資料を提供し、当事者が忌避の申立てを的確に行うことができるようにして、仲裁人忌避制度の実効性を担保するために、同法18条第1項第2号所定の忌避事由よりも広く事実を開示させることとされている¹⁷⁴。とすれば、本件事実は、同法18条第4項の開示対象となると考えられよう。

原決定および抗告審の評釈では、いずれの論者も、IBAガイドラインを参照して公正独

¹⁷¹ 同上、70頁

¹⁷² 前掲注152、尚、この最高裁決定については、森下哲朗「仲裁人の開示義務・調査義務と仲裁判断の取消し—最決平成29年12月12日を素材に」（『国際取引の現代的法と課題と法』澤田壽夫先生追悼、信山社、2018年4月）が詳しい。

¹⁷³ 高杉・前掲注164・256頁

¹⁷⁴ 近藤昌昭＝後藤健ほか『仲裁法コンメンタール』商事法務（2003年）79～80頁

立阻害事由に該当すると主張している¹⁷⁵。

開示義務の程度については、本件クラスアクションにおいて**K&S**に所属する**B**がパナソニック・コーポレーション・ノース・アメリカの訴訟代理人を務めているという事実だけでは不十分であり、本件クラスアクションの規模・内容、**K&S**とパナソニック・コーポレーション・ノース・アメリカとの業務上の関係等の具体的な利益相反事由の内容を開示する義務がある、という意見がある¹⁷⁶。この意見は、上記 4. で述べた私見と同一の方向であると考えられる。

また、抗告審が述べているように、仲裁人 A が作成した本件表明書による抽象的、潜在的な開示では開示義務を果たしたことはない、という意見¹⁷⁷も、もつともである。

(2) 仲裁人の調査義務

(a) 序

我が国の仲裁法 18 条第 4 項は、公正独立阻害事由の有無について仲裁人の調査義務を明示していない¹⁷⁸。また、モデル法も仲裁人の調査義務については規定していない¹⁷⁹。

我が国の学説では、仲裁人は合理的な範囲での調査義務を負うとの説が有力である¹⁸⁰。原決定は、開示義務の前提としての調査義務について何ら判示せず、調査義務を肯定していないように思われるが、抗告審は「仲裁人が手間をかけずに知ることができる事実については、仲裁人には開示のための調査義務が課されるべきである」といい、仲裁人の調査義務を肯定している¹⁸¹。

(b) 米国の判例

米国で仲裁人の調査義務を認めた判例”HSMV CORP. v. Adi Ltd., 72 F.Supp. 2nd 1122 (C.D. Cal.1999)¹⁸²が、紹介されている¹⁸³。

<紛争の経緯>

この訴訟の当事者は、米国カリフォルニア州をベースとする HSMV 社とオーストラリアをベースとし、オーストラリア連邦政府に所有されている ADI 社であった。

両社は、軍用車両を製造・供給する契約を締結した。この契約中の仲裁条項によれば、仲

¹⁷⁵ 高杉・前掲注 164・257 頁

¹⁷⁶ 中村達也「国際仲裁判断を取り消した平成 28 年 6 月 28 日大阪高裁決定について」国際商事法務 第 44 卷 11 号 (2016 年) 1627 頁

¹⁷⁷ 同上

¹⁷⁸ 高杉・前掲注 164・259 頁

¹⁷⁹ 中村達也「仲裁人の調査義務」JCA ジャーナル第 53 卷 7 号 (2006 年) 34 頁

¹⁸⁰ 高杉・前掲注 164・259 頁

¹⁸¹ 中村・前掲注 176

¹⁸² <https://law.justia.com/cases/federal/district-courts/FSupps2/72/1122/2336084> last visited as of August 24,2018

¹⁸³ 中村・前掲注 176

裁人は、当事者間で予め合意した2名の仲裁人候補者から、仲裁申立て者が選任することとされていた。

HSMV社は、ADI社から提案された2名の仲裁人候補者がオーストラリアの大手法律事務所のパートナーであることから仲裁人であると信頼できると判断し、仲裁人候補者とすることに同意した。

仲裁地については、仲裁手続きが11月から4月の間に開始される場合、メルボルンとし、仲裁手続きが5月から10月の間の場合、ロサンジェルスとすることが合意されていた。

両社の合意には、準拠法の定めはなかった。

1994年4月、ADI社は、仲裁人候補者の1名、ブレイク・ドーソン・ワルドロン法律事務所（以下「ブレイク・ドーソン」）グレゴリー・ギブソン氏（以下「ギブソン氏」）を仲裁人に選任し、メルボルンにおいて仲裁手続きを開始した。この仲裁で、仲裁人・ギブソン氏は、HSMV社に有利な仲裁判断を下した。

その後、1994年5月、HSMV社は、ギブソン氏を仲裁人に選任し、ロサンジェルスにおいて第2の仲裁手続きを開始した。この仲裁で、仲裁人・ギブソン氏は、ADI社に有利な仲裁判断（以下「本件仲裁判断」）を下した。

一方、1998年、オーストラリア連邦政府はADI社の民営化および売却を進めており、かかる売却実現のため、売却見込み先にHSMV社とADI社との合意内容を開示する必要が生じた。

1999年6月18日、HSMV社は、ブレイク・ドーソンからのレターを受領して、初めてブレイク・ドーソンがオーストラリア連邦政府の代理を務めていることに気付いた。

1999年6月29日、HSMV社は、ギブソン氏に「ブレイク・ドーソンとオーストラリア連邦政府の関係がわかっているならば、ギブソン氏を仲裁人に選任しなかった。」として本件仲裁判断の破棄を求めた。

1999年7月1日、ギブソン氏は「ブレイク・ドーソンがADI社の売却に関与していたことは知らなかった。」としてHSMV社の要求を受け入れなかった。

そこで、HSMV社は、本件仲裁判断の取り消しを求めた。

<カリフォルニア中部地区米国連邦地方裁判所決定>

米国連邦仲裁法は「仲裁人に明確な偏向があった場合、仲裁判断を取り消すことができる」と規定する（同法10条）。また、連邦最高裁判所は「仲裁人は、すべての当事者に対し、偏向のおそれのある印象を惹起するかもしれない関係を開示する義務を負っている。」と判示している¹⁸⁴。

問題は、仲裁人・ギブソン氏が調査義務を負っているかどうかである。

当裁判所は、かかる義務が本件に適用される可能性のあるカリフォルニア州法およびオ

¹⁸⁴ Commonwealth Coatings Corp. v. Continental Cas. Co., 393 U.S. 145, 89 S. Ct. 337, 21 L.Ed.2nd 301 (1968)

ーストラリア法の下において存在すると判断する。カリフォルニア州国際仲裁調停法も、オーストラリアが採用しているモデル法も、仲裁人に対し利益相反の開示義務を課しており、利益相反の可能性の事実が存在するかどうかを調査する義務を含意していると判断する。

ギブソン氏は、利益相反の可能性があるかどうかを調査する義務を負っていたが、その義務を全く果たさなかった。当事者からコンフリクト・チェックを依頼されなかったこと、または、同氏がコンフリクト・チェックを失念していたことによって、義務を免れることはできない。同氏は、ブレイク・ドーンソンが ADI 社の所有者を代理していることを実際に知らなかったが、知っていたものと見なされる。

以上の理由から、本件仲裁判断の取り消しを認める。

(c) IBA ガイドライン

IBA の 2014 年改正ガイドラインは、**General Standards(7)(d)**で、仲裁人の調査義務について明定している。

(d) 仲裁人倫理規定

仲裁人倫理規定作業部会の仲裁人倫理規定検討資料¹⁸⁵によれば、以下のような検討がなされた。

「仲裁人の公正性に鑑みれば、弁護士はコンフリクトチェックを行うべきであり、実務上も行われるのが通常である。問題は、どこまで調査義務を倫理規定で課すのかであるが、調査義務の強弱は、実務上大きな関心があるため、さらなる検討が必要であり。規定案には盛り込まなかった。」

(e) 最高裁決定

最高裁決定は「合理的な範囲の調査により通常判明し得るものを開示すべきである」という表現を使っている。

よって、日本の最高裁判所も、上記の有力説および IBA2014 年改正ガイドラインと同様に仲裁人の調査義務を認めたものと解される。

仲裁法に規定がない仲裁人の利益相反調査義務を認めたことは前進であろう。

しかしながら、かかる調査義務を「合理的な範囲の調査」としたことで、「いかなる場合に合理的な範囲の調査を行ったといえるのか、裁判所の判断は示されていないため、手続的に不明確な点は残されている。」という批評がある¹⁸⁶。

また、今後、下級審において、何が「合理的な範囲の調査」なのかにつき、取消訴訟が

¹⁸⁵ 仲裁人倫理規定作業部会「仲裁人倫理規定検討資料」38 頁

¹⁸⁶ トーマス・G・アレン、木本泰介、ジョージ・ベラ「仲裁人の潜在的な利益相反に係る事実の開示義務」*Legal Wire Pillsbury Vol.44* (February 2018)

多発することが懸念される¹⁸⁷。

大手の国際法律事務所が、新しい案件の受任に際して、いちいちコンフリクト・チェックのメールを出さなければならないとしたら、相当な数に及ぶだろう¹⁸⁸、という指摘がある。

そして、人間のやることであるから、このプロセスは当然に見落としがあり得る¹⁸⁹。

将来的には、人口知能などで、自動的にチェックできなければダメだという時代になるが、方法はこれだけではないわけで、この合理的な基準が機能するかは、かなり怪しくなってくる¹⁹⁰、という懸念もある。

上記 4. で述べたように、抗告審は「仲裁人が手間をかけずに知ることができる事実については、仲裁人には、開示のための調査義務が課されるべきである。」とした。

しかしながら、大阪高裁決定が、グローバルな法律事務所におけるコンフリクト・チェックの実際をどの程度理解した上で「特段の支障なく調査することが可能であったというべきである」と判断しているのかは明らかではない、という批判がある¹⁹¹。

K&Sは、2010年の年間売上ベースで世界のトップ第41位にランクされた法律事務所である¹⁹²。この事務所は、現在では、世界20カ国に事務所を有し、1,000名を超える弁護士が所属している¹⁹³とされる。とすれば、**B**のように本件仲裁判断がなされるまでに同事務所に新規に加入してくる弁護士も多いであろう。しかも、コンフリクトは、弁護士毎のクライアントの名前によってチェックされるのが通例である。**B**のクライアントの名前が「パナソニック」であれば、その名前を**B**が**K&S**の顧客データベースにインプットした瞬間に**A**の仲裁当事者の名前である「三洋」に自動的にヒットするかどうか、は疑問である。自動的にヒットするためには、「パナソニック」の子会社全てがリアルタイムで**K&S**の顧客データベースに存在する必要があるからである。そのためには「三洋はパナソニックの子会社になった」という報道があった時点で、**K&S**の顧客データベースのパナソニックの項目に、三洋が追加される、という処理が**K&S**においてなされなければならないであろう。

K&Sにおいて、クライアントの親会社まで含めたコンフリクト・チェックが行われていないと**A**が本件事実を「手間をかけずに知る」ことは不可能とまではいえないが、相当困難であったと思われるのである。

¹⁸⁷ Morrison & Foerster LLP・前掲注 154

¹⁸⁸ 浜辺陽一郎「仲裁は一回でも、それを争う裁判がフルコースとは・・・。」WLJ判例コラム 第126号(2018年1月29日)5頁

¹⁸⁹ 同上

¹⁹⁰ 同上

¹⁹¹ 内藤順也、鈴木毅「仲裁人の利益相反事由の非開示と仲裁判断の取消し」NBL No.1097(2017年5月1日)43頁

¹⁹² <https://www.ranker.com/list/100-largest-law-firms-in-the-world/>, supra note 167

¹⁹³ <http://www.kslaw.com> last visited as of August 24, 2018

この点につき、**K&S**に、合理的と認められるコンフリクト・チェック体制が整備されており、その運用の結果 **A** が本件事実を認識することができなかったとすれば、開示義務違反は問われないということにすべきではなかったか、という批評がある¹⁹⁴。

コンフリクト・チェック体制は、大手の国際法律事務所であっても差異があるようであるので、どのようなレベルが「合理的と認められるコンフリクト・チェック体制」といえるのか、今後の研究が必要であろう。

(3) 開示義務違反による仲裁判断の取消および裁量棄却

仲裁法 44 条 6 項は、裁判所は仲裁判断に取消事由があると認めるときは、仲裁判断を取り消すことができると定め、裁判所は、取消事由があるときであっても、裁量により申立てを棄却することができるが、反対に、取消事由がない場合には、裁判所は仲裁判断を取り消すことはできず、裁量の余地はない¹⁹⁵。

したがって、裁判所は、取消事由があるときであっても、常に仲裁判断を取り消さねばならないのではなく、裁量棄却の基準が問題になる¹⁹⁶。

原決定は、開示義務違反があったとしても忌避事由にはあらず、本件事実の存在が仲裁判断の結論に影響を及ぼしたとも認められないとしたうえ、瑕疵が軽微であるとして、仲裁判断取消事由に該当するとしても、取り消すことは相当でなないとして、裁量棄却した¹⁹⁷。

これに対し、控訴審決定は、不開示事実は忌避事由に該当する可能性がないとはいえず、重大な手続上の瑕疵であり、仲裁判断の結論に影響を及ぼさないとしても裁量棄却しないとした¹⁹⁸。

有力な学説は、仲裁判断取消の判断を行う際には、実質的な検討を行うことを求めている¹⁹⁹。

本決定においては、開示義務違反が仲裁法 44 条 1 項各号の列挙された取消事由に匹敵するほどの重大な手続違反かどうか、不開示事実が忌避事由に該当するか、開示義務違反がなければ仲裁判断が異なっていたか、といった実質的な検討を行うことなく、裁量棄却はしないとしたが、いかがなものか²⁰⁰。

将来の仲裁人・仲裁人候補者に対して警鐘を鳴らすために、仲裁人の開示義務違反の効果として仲裁判断を取り消すことは価値判断としては考えられる、との見方もある²⁰¹。

¹⁹⁴ 唐津恵一「仲裁人に関する利益相反事由の開示義務違反と仲裁判断の取消」ジュリスト No.1516 (2018年3月) 101頁

¹⁹⁵ 中村・前掲注 158、422頁

¹⁹⁶ 同上

¹⁹⁷ 唐津・前掲注 194

¹⁹⁸ 同上

¹⁹⁹ 同上

²⁰⁰ 同上

²⁰¹ 内藤・前掲注 191・44頁

しかし、いったん下された仲裁判断の法的安定性も、仲裁制度に対する信頼を維持するためにはきわめて重要である²⁰²。

たとえ仲裁人が開示しなかった事実が忌避事由に該当するとしても、仲裁判断を取り消した場合、当事者や仲裁人が費やした時間、費用、労力はすべて無駄になってしまうことを顧慮すると、仲裁人の不開示という事実のみでもって一律仲裁判断を取り消すことは妥当でない²⁰³、という考えに賛同できる。

IBA ガイドラインは、2014年改正ガイドライン第2章「一般基準の実際の適用」第5条において、仲裁人の開示義務違反があっても、自動的に忌避や仲裁判断取消につながるべきでなく、実質的な判断を行うべきことを明言している²⁰⁴。

上記のコメントは、2004年のガイドライン第2章「一般基準の実際の適用」第5条において、既に存在していた²⁰⁵。

そもそも迅速かつ柔軟な紛争解決を図るために、特に国際商取引において標準的な解決手段として浸透している仲裁においては、仲裁判断は極力尊重すべきで、裁判所における介入は謙抑的に行われるべきである。仲裁判断取消制度は、「これはひどい」というものを取消事由で拾うことで、仲裁制度の信頼性を保つためのものであり、取消事由を穏やかに解すると上訴を許すこととなり、仲裁制度の本来の趣旨を害することになる。本決定のような判断が出ると、我が国における仲裁に対する裁判所の介入が過剰であり、我が国における仲裁は法的安定性が期待できないとの印象を与える懸念がある²⁰⁶。

また、現実の国際法律事務所の日常実務からみても問題がある。

本件のような開示義務違反が仲裁判断の取消しにつながるとすれば、常に仲裁人の所属する法律事務所（に在籍するすべての弁護士）と、自身およびその関係者との間の依頼関係に注意し、開示すべき事実が発生した場合には、仲裁人にその開示を促さないと、仲裁判断の取消しのリスクがあることになるが、当事者にこのような対応を求めることが果たして現実的なのか、という実務家からの批判がある²⁰⁷。

紛争解決に対する司法の介入という観点からみると、仲裁事件が始まってから既に7年経過しており、本来迅速な解決を図るために当事者が求めた仲裁による解決を、司法の介入により、当初の期待を裏切る結果になっている。仲裁で負けた申立人の戦術的な意図等を考慮しつつ、仲裁判断に対する影響等を実質的に評価して、法44条第6項による裁量棄却を裁判所はもっと積極的に行うべきではないか²⁰⁸、という意見がある。

²⁰² 同上

²⁰³ 中村・前掲注 176・1628 頁

²⁰⁴ 前掲注 90、p.18

²⁰⁵ 前掲注 47、p.14

²⁰⁶ 唐津・前掲注 194

²⁰⁷ 内藤・前掲注 191・44 頁

²⁰⁸ 唐津・前掲注 194・100～101 頁

確かに、この仲裁が終了しない限り、おそらく 2011 年 8 月 1 日に訴え提起がなされた後、停止されているテキサスでの訴訟²⁰⁹もそのままであろう。

企業としては、相手方との紛争が国際仲裁になった場合、なるべく早期に終結したい。これが企業の本音である²¹⁰。

上記の裁量棄却積極論は、正にこのような早期の仲裁終了を望む企業の声に合致するであろう。

しかしながら、現実には、紛争を法的に解決するのは裁判所である。

フランスのような国際仲裁の伝統ある国においても、仲裁人の利益相反が問題になった最近の事例の裁判はまだ終わりが見えていない、という現実については、第 5 章 5.(1)で、詳述したとおりである。我が国での裁判が、フランスの例のように、最高裁判所と高等裁判所を行き来することがないよう、切に望むところである。

尚、仲裁人が故意に調査義務を果たさず、開示すべき事実を開示しなかった場合には、手続の公正を期すため、不開示の事実が忌避事実に当たるときは、仲裁判断を取り消すべき²¹¹、という意見がある。取り消し判断の基準として妥当と思われる。

第 7 章 結論（日本の国際仲裁関係者への提言）

1. 序

国際的なビジネス紛争解決の主役である国際商事仲裁に陰りが見えないわけではない、と指摘されている²¹²。その例として挙げられるのが仲裁人の利益相反問題である。

2. 仲裁人の利益相反問題発生の原因

(1) 序

仲裁人の利益相反問題発生の原因は何であろうか。これにはいくつかの要因があると思われる。よって、以下の観点から分析する。

(2) 当事者側の事情

(a) 当事者の意図

裁判と比較した場合、仲裁の最大のメリットは、当事者が仲裁人の選任に深く関与できることである。紛争当事者である国際企業は、自らの事業の実態を深く理解した仲裁人に紛争を解決してもらうことを期待する²¹³。その結果、当事者は、同じ仲裁人を繰り返し指

²⁰⁹ Prem Sales, Ltd. v. SANYO Electric Air Conditioning Co. Ltd., et al. Northern District of Texas, Lubbock) Civil Docket for the Case #: 5:11-cv-00136-C

²¹⁰ 小倉隆「日本企業が国際仲裁を利用するにあたり克服すべき課題に関する一考察～企業法務の視点から～」JCA ジャーナル第 64 巻 9 号(2017 年 9 月)19 頁

²¹¹ 中村・前掲注 176・1629 頁

²¹² 齋藤・前掲注 2・81 頁

²¹³ 小倉・前掲注 210・13 頁

名する傾向がある²¹⁴。仲裁人を繰り返し指名することが批判され、IBA ガイドラインのオレンジ・リスト 3.3.8 でも開示が促されているが、それは仲裁人の意図というよりは、当事者の意図によるものであるとのガイラー教授の指摘がある。

(b) 当事者の国際化

既に、IBA の 2004 年ガイドラインの序文 1.の冒頭で、連結しあつた企業関係を含む国際ビジネスの発展およびその行われ方が、より多くの開示を引き起こし、より決定困難な利益相反の問題を生み出していることが指摘されている²¹⁵。

また、2014 年改正ガイドラインの序文 1.の冒頭第 2 文でも「より大きくなった企業グループを含む国際ビジネスの発展が、より多くの開示を引き起こし、それによって開示および利益相反問題の分析がより複雑化している。」と記載されている。

例えば、第 6 章で取り上げた三洋の親会社パナソニック株式会社は、連結売上高 7 兆 9,822 億円、グループ会社数 592 社である²¹⁶。

当事者の「関係会社」にパナソニック株式会社のような巨大企業がある場合、かかる会社は多くの国際訴訟の当事者になっており、多くの国際法律事務所と関係を有しているものと推察される。

(3) 弁護士事務所の巨大化

上述した IBA の 2004 年ガイドラインの序文 1.の冒頭で「以前より大型化した国際法律事務所連を含む国際ビジネスの発展およびその行われ方が、より多くの開示を引き起こし、より決定困難な利益相反の問題を生み出している」ことが指摘されている²¹⁷。

また、2014 年改正ガイドラインの序文 1.の冒頭第 2 文でも「より大きくなった国際法律事務所を含む国際ビジネスの発展が、より多くの開示を引き起こし、それによって開示および利益相反問題の分析がより複雑化している。」と記載されている。

第 4 章 4. (1)で述べたとおり、クリフォード・チャンス法律事務所は、2,700 名以上の弁護士が所属している。

第 4 章 5. (4)で紹介したパリ高等裁判所の事件（2009 年）で、仲裁廷の議長が属する法律事務所は、32 ヲ国に 2,200 名以上の弁護士を有していたとされている。

また、第 4 章 5. (4)で紹介した香港の事件（2008 年）で、相手方弁護士が属していた法律事務所フレッシュフィールドズは、今や、28 事務所に 2,000 名以上の弁護士を有してい

²¹⁴ Emmanuel Gaillard “Sociology of International Arbitration” Practicing Virtue Inside International Arbitration Oxford (2015) p.201

²¹⁵ 2014 年改正ガイドライン・前掲注 90・3 頁

²¹⁶ <https://www.panasonic.com/jp/corporate/profile/overview.html> last visited as of August 30, 2018

²¹⁷ 2014 年改正ガイドライン・前掲注 90・3 頁

る²¹⁸とされる。

因みに、第6章で述べたとおり、K&Sは、世界20カ国に1,000名以上の弁護士を有している。

これらの法律事務所の規模は、数百名から1千名弱の弁護士を擁する我が国の大手法律事務所とは異なる規模を有している事実を直視しなければならない。

第4章で取り上げたIBAの2014年改正ガイドラインでは、仲裁人とその事務所を同一視するようになった。その結果、上記のような巨大弁護士事務所に関し利益相反が存在する可能性は、大きくなっている。

(4) 当事者と仲裁人との関係

仲裁人が一人弁護士事務所を経営しており、仲裁の当事者が個人である場合、利益相反（コンフリクト）の有無は単純に判断できる。すなわち、当該仲裁人の弁護士事務所が、当該当事者から受けている収入が「重大であるかどうか」（IBAの2014年改正ガイドラインの2.3.6）を、当該仲裁人と当該当事者、一つの関係のみについて調査すれば良いからである。

ところが、近時のように仲裁人が巨大弁護士事務所に属し、仲裁の当事者が大企業である場合、様相は全く異なる。まず、同事務所に属する弁護士数と当該大企業のグループ会社数を掛けた数のコンフリクト・チェックを行わなければならない。そのうえで、チェックされた関係について、一つ一つ当該仲裁人の弁護士事務所が、当該当事者から受けている収入が「重大であるかどうか」（IBAの2014年改正ガイドラインの2.3.6）を、調査しなければならない。

但し、第6章4.で具体例を検討したように、巨大弁護士事務所であればあるほど、その全収入は多額である²¹⁹ので、一クライアントから受けている収入が「重大である」と認定される確率は低くなるであろう。

いずれにしても、2014年改正ガイドラインの序文1.の冒頭第2文は「より大きくなった国際法律事務所を含む国際ビジネスの発展が、より多くの開示を引き起こし、それによって開示および利益相反問題の分析がより複雑化している。」と記載しているので、IBAは、かかる実態を把握していると考えられる。

国際仲裁人の大多数は、弁護士としても活動しており、そのうち過半数は国際法律事務所のパートナーまたは前パートナーである²²⁰。2004年ガイドラインが作成される前の判

²¹⁸ https://en.wikipedia.org/wiki/Freshfields_Bruckhaus_Deringer last visited as of August 30, 2018

²¹⁹ クリフォード・チャンス法律事務所の2010年の売上は、US\$1,874.5mである（supra note 166, p.1）。また、第4章5.(3)ベルギーの判例に登場したシドレー・オースチン法律事務所の2010年の売上は、US\$1,357mである（supra note 166, p.2）。

²²⁰ Karel Daele “Challenge and Disqualification of Arbitrators in International Arbitration” Kluwer Law International BV (2012), p. 327

断ではあるが、そのような仲裁人の忌避が問題となった ICSID のケースがある²²¹。

本件は、ICSID の仲裁人が下した仲裁判断についての無効の申立てを判断する委員会の長 F 氏に対して、アルゼンチンが忌避を申し立てたケースである²²²。

F 氏の属する法律事務所 (Ogilvy Renault) は、本件仲裁の申立人 (V 社) にケベック州の税金問題について助言をしていた。Ogilvy Renault は、V 社に約\$216,000 の請求をしたが、そのうち約\$204,000 は、1995-1999 年の業務についてであったが、残っている業務は\$2,000 未満と想定されたが、アルゼンチンは、Ogilvy Renault と V 社の顧問契約が継続している事実を問題視した²²³。

同委員会は、ICSID 条約第 14 条に基づいて判断を下したが、同条は、1987 年の IBA 倫理規則²²⁴を基にしていることに言及している。

同委員会は、以下の理由により、この忌避申し立てを棄却した。

- (a) F 氏は、Ogilvy Renault と V 社の関係を全面的に開示した。
- (b) F 氏は、V 社との関係がなかった。
- (c) Ogilvy Renault が V 社に提供した業務と本件仲裁は全く関係がなかった。
- (d) Ogilvy Renault が V 社に提供した業務は、一般的でも戦略的でもなく、特定の取引に特化したものであった²²⁵。
- (e) Ogilvy Renault と V 社の関係は間もなく全て終了する。

かかる事情があり、かつ、Ogilvy Renault が V 社に 2002 年までに請求されるであろう金額が少額であるので、忌避事由としては不十分であるとされた²²⁶。

(5) 仲裁人というプロフェッション

裁判官は、基本的に、法・規則により弁護人になることが禁じられている²²⁷。

これに対し、仲裁人は伝統的に限られた仲裁実務家の間で、あるときは仲裁人、あるときは仲裁代理人として仲裁に関わることから、裁判官と異なり、仲裁人と当事者、代理人との間で何らかの関係が生じやすく、仲裁人の独立性、不偏性は仲裁制度の根幹に関わる要件といえる²²⁸。

仲裁人は、裁判官のように自動的にケースを割り当てられるわけではない。よって、仲裁人が、代理人としてではなく、仲裁人として独り立ちしていくためには、当事者から多

²²¹ *Compania de Aguas del Aconquija S.A. & Vivendi Universal v. Argentina Republic* (ICSID Case No. ARB/97/3) Decision on the Challenge to the President of the Committee on 3 October 2001

²²² *Id.* para.1

²²³ *Id.* para.16

²²⁴ *Id.*, para. 26

²²⁵ *Id.*

²²⁶ *Id.* para.27

²²⁷ Rogers, *supra* note 23, p.278

²²⁸ 小原・前掲注 17・9 頁

くのケースの指名を受けなければならない。ところが、あるケースで代理人を務め、そのケースを前例とする他のケースで仲裁人をする場合、仲裁人としての報酬は、弁護人としての報酬よりもはるかに少なくなることが指摘されている²²⁹。

そのため、仲裁人は規模が大きく有名なケースを巡って競争していると言われる²³⁰。

ところが、たまにしか選任されない仲裁人の収入は不安定である²³¹。仲裁人は、再選任されることを望む傾向があることが指摘されているが²³²、仲裁人が公務員ではないため、定期的報酬が保障されていないことが大きいのではなかろうか。

3. 仲裁人の利益相反問題へのグローバルな対応策

(1) 序

2. (2)~(4)で述べた諸事情が仲裁人の利益相反問題の複合的原因であるとする、これらを一挙に除去することは、国際ビジネスの実情に逆行することになり、ほぼ不可能であろう。では、どのようにすれば、仲裁人の利益相反問題により良く対応できるであろうか。

(2) 当事者の観点から

2.(2)で述べたように、当事者は自らの事業の実態を深く理解した仲裁人を希求している。もしも、かかる仲裁人のプールが大きければ、当事者の選択肢は増加することになる。利益相反のチェックは大変になるが、利益相反のない仲裁人を見つけることは容易になる。

そこで、より多くの世界の仲裁人のデータを開示する仕組みが求められる。そのためには、たとえば、世界の仲裁機関に仲裁人データの開示を促すことが考えられる。因みに、世界最大の仲裁機関である ICC 仲裁裁判所は、仲裁人のリストを公開していないが、JCAA は、2018年10月2日以降、仲裁人・調停人経験者リストをホームページに公開している²³³。日本人85名および外国人32名である。これは画期的なことである。最近まで、大規模な法律事務所が世界の仲裁人のデータをほぼ占有している現状と思われたが、今後は変化が期待できる。

更に、もしも、あらゆる当事者がアクセスできるより大きなデータベースが整備されれば²³⁴、仲裁人の利益相反問題により良く対応できるようになるのではなかろうか。

4. 仲裁人の利益相反問題への我が国の対応策

(1) 序

²²⁹ Rogers, supra note 23, pp.318 - 320

²³⁰ Rogers, supra note 23, p.278

²³¹ Jan Paulsson “The Idea of Arbitration” Oxford (2013) p.166

²³² Id.

²³³ <http://www.jcaa.or.jp/arbitration/rules.html>, last visited as of 6 January 2019

²³⁴ Rogers, supra note 23, p.340

司法の国際発信と展開に関して、今、我が国は大きな転換期を迎えていると思われる²³⁵。2018年2月に、公益社団法人・商事法務研究会によって、柏木昇先生が座長を務められる国際仲裁制度研究会が発足した²³⁶。この研究会の提言は、ユーザー・フレンドリーな国際仲裁の利用環境を整備すること、また、仲裁場所としての日本の魅力を発信し、海外の仲裁機関も誘致して国際紛争解決の「ハブ」となることを、今後の目指すべき方向性として提言している²³⁷。なお、本研究会における検討経緯等については、本研究会の柏木昇座長が私案としてまとめた別稿がある²³⁸。

この別稿の8.の表題は「日本の裁判所を含む、司法分野の仲裁協力的態度の必要性」である²³⁹。この第8章で、日本の裁判所について「仲裁に敵対的であるとはいえないが、友好的とは言えない裁判例もまま見られ、国際的仲裁実務家の評価は芳しくないようである。」との批評がなされている²⁴⁰。

(2) 大阪高裁決定

ここで、第6章で検討した大阪高裁決定（以下「大阪高裁決定」）の影響を考える。大阪高裁決定を踏まえると、グローバルな法律事務所の弁護士は、万が一の仲裁判断の取消しのリスクを考えて、わが国を仲裁地とする仲裁事件の仲裁人には選任されるべきではないということになりかねない、との指摘がある²⁴¹。

しかし、わが国の仲裁に精通し、経験豊富な仲裁人候補の数はさほど多くはないのが実情であって、元々多くはない仲裁人候補者のプールをますます狭めることは、わが国の国際仲裁の発展を阻害するのではないかという懸念が指摘されている²⁴²。

また、わが国における仲裁が法的に不安定であれば、多くのグローバル企業は、わが国を仲裁地とする仲裁合意を締結することを逡巡するであろう²⁴³、という推察も頷けるところである。

とすれば、大阪高裁決定が裁量棄却を否定して仲裁判断の取消しに踏み切ったことは、わが国における仲裁制度の法的安定性を揺るがし、仲裁制度を取り巻く国際的潮流に鑑み

²³⁵ 小倉隆「企業から見た、国際化時代の日本法」法律のひろば Vol.71, No.8 (2018年8月) 35頁

²³⁶ NBL No.1119 (2018年4月1日) 82頁

²³⁷ 公益社団法人商事法務研究会 国際仲裁制度研究会「わが国における国際仲裁の発展に向けて～日本仲裁の活性化を実現する7つの提言～」NBL No.1125 (2018年7月1日) 4頁

²³⁸ 同上・4～5頁

²³⁹ 柏木昇「日本の仲裁活性化のための提言（座長私案）下」NBL No.1127 (2018年8月1日) 52頁

²⁴⁰ 同上

²⁴¹ 内藤・前掲注191・45頁

²⁴² 同上

²⁴³ 同上

ても、逆効果の側面がある²⁴⁴、という懸念はもっともである。

すなわち、日本の裁判所の仲裁に対する姿勢についての従来の評価を損なうおそれがなしとはいえない²⁴⁵。とすれば、この大阪高裁決定は上記(1)で紹介した柏木昇座長の指摘する「仲裁に敵対的であるとはいえないが、友好的とは言えない裁判例」にあたるのではなかろうか。

いずれにしても、本件は再び大阪高等裁判所に係属している。その判断が注視されるどころである。

(3) 最高裁決定

続いて、第6章で検討した最高裁決定（以下「最高裁決定」）の影響を考える。前述したように、仲裁判断の取消という抗告審の結論を是認しなかった点については、この最高裁決定は評価できる。

この最高裁決定は、高裁決定に関する中村教授の判例評釈²⁴⁶の考え方をほぼ採用したもののように見えるとの見解がある²⁴⁷。

第6章6.で述べたように、私も基本的に中村教授の考えに賛同する。

しかしながら、最高裁判所が、本件を大阪高裁に差し戻した理由は、利益相反事由の調査義務についての事実認定のやり直しというテクニカルな側面に重点が置かれ過ぎていたのではなかろうか。以下のように、国際仲裁と国内裁判との根本的な差異に立ち返った議論があった方が良かったのではないか、と思われる。

すなわち、その第一は、第3章4.で述べたように、国際仲裁は国際仲裁人を含む、関係者の私的自治（オートノミー）によって成り立っている、ということである。

仲裁人は基本的に当事者によって選定され、裁判官のようにケースの配布を受ける存在ではない。

第二に、国際仲裁がオートノミーに依拠する以上、その法源としては、各国の判例も取り込んだソフト・ローの存在を無視できない。IBAガイドラインは、法的拘束力を有するものではないが、第4章で詳述したように、2014年改正ガイドラインは、作成経緯から観ても、また、グローバルな商事仲裁実務から観ても、現段階で、国際仲裁人の不偏性・独立性についてベストな基準であるといえる。

第三に、上記のオートノミーおよびソフト・ローをグローバル・エコノミーの一員である日本の裁判所が尊重していく基本姿勢を鮮明にすべきであった。第5章で詳しく紹介したように、世界各国の裁判所は、各々、本件と同様の事案に遭遇し、各々の立場でIBAの利益相反に関するガイドラインとの立ち位置を明確にしてきた。

²⁴⁴ 同上

²⁴⁵ 中原千繪「仲裁判断を取り消した高裁決定 利益相反仲の開示義務違反を理由に」法と経済のジャーナル（2017年7月5日）

²⁴⁶ 前掲注176

²⁴⁷ 前掲注188、4頁

オーストリアの裁判所は、かつて2004年ガイドラインを適用しないことを明確にし、自国法の解釈によって事案を処理した。

一方、スウェーデンおよびスイスの最高裁判所は、IBAガイドラインを高く評価する立場を鮮明にしている。ドイツ、オランダ、および、ベルギーの高等裁判所も、少なくとも、IBAガイドラインを評価していると言えよう。

コモン・ロー諸国の中では、イングランドの高等裁判所が、2014年改正ガイドラインを深く分析している。また、米国においては、第9巡回区連邦高等裁判所等が、IBAの2004年ガイドラインを引用している。

フランスの最高裁判所は、果たしてIBAガイドラインをどう評価するのか、現段階ではわからない。しかしながら、同国裁判所が、イタリアとギリシャの会社間のケースで苦闘していることは、第5章で紹介したとおりである。

上述したような大陸法およびコモン・ロー各国の状況を踏まえ、我が国の裁判所は、どのような判断を下すのであろうか。

第6章で詳述した三洋のケースは、究極的には、仲裁判断を取り消すべきであるか否か、が最大の論点である。その判断に至る過程で、法律事務所の収入等を勘案し、利益相反の定量的なメルクマールが示されることが期待される。

仲裁をわざわざ取り消すべき場合とは、たとえば、仲裁人Aが弁護士Bと話をしているK&Sが媒介となって三洋に有利にことを運ぼうと画策していたような場合²⁴⁸であろう。

他方、何らの結託もなく、影響も一切なく、しっかりとした仲裁がされていたのであれば、仲裁は取り消されるべきではない²⁴⁹。例えば、本件仲裁が3人の全員一致で、Aの意見がどちらでも結論に差がなければ、結託がなかったと推認できるであろう²⁵⁰。

上記のように、仲裁判断の帰趨まで含めて、広い視点から考えないと根本的な問題解決には至らない²⁵¹、であろう。そうした広い視点から再考すべきという問題意識から高等裁判所に差し戻したのであれば、今回の最高裁決定は評価できる²⁵²といえるであろう。

²⁴⁸ 同上、7頁

²⁴⁹ 同上、9頁

²⁵⁰ 同上

²⁵¹ 同上

²⁵² 同上

(4) 結語

日本の民事裁判を担う日本の裁判官の質が高いために、日本の国内仲裁が少ないことが指摘されている²⁵³。この点は、日本での国際仲裁を推進するうえでは、かえってハンディキャップとなる²⁵⁴と分析されている。

中長期的には、日本の裁判所に英文書面を提出できるようにするための制度設計²⁵⁵や、我が国の裁判官及び弁護士に対する国際仲裁教育の強化²⁵⁶、および、法科大学院や法学部における仲裁教育の拡充²⁵⁷という教育的課題があろう。

しかしながら、短期的には、仲裁関係者は、今後も日本で申し立てられる国際仲裁案件に適切に対応していかなければならない。

かかる状況において、国際仲裁人の利益相反問題を如何に解決していくべきか、今が、それをしっかり考える好機であろう。

国際仲裁のオートノミーおよびソフト・ローである IBA 利益相反ガイドラインについて、あらためて、裁判官、弁護士、国際仲裁の当事者、そして、学会関係者の一層深い理解および検討が求められていると考える。そのために、衆知を集めて共同研究をする場が設定されれば画期的であろう。

以 上

²⁵³ 柏木昇「日本の仲裁活性化のための提言（座長私案）上」NBL No.1126（2018年7月15日）38頁

²⁵⁴ 同上

²⁵⁵ 高木新二郎「諸外国の国際商事裁判所と日本の裁判所の国際化」NBL No.1133（2018年11月1日）17頁

²⁵⁶ 柏木昇「日本の仲裁活性化のための提言（座長私案）下」NBL No.1127（2018年8月1日）52頁

²⁵⁷ 同上・53頁